

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖力又一場

指定管理者 事業計画書

団体名	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
-----	-----------------------

指定管理者 事業計画書 目次

団体の概要	6
I サービスの向上	
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	
（1）指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	
ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた 総合的な考え方、運営方針	10
イ 宮ヶ瀬湖の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、 周辺地域の活性化に向けた取組方針	13
ウ 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方	16
エ 業務の一部を委託する場合の業務内容等	18
2 施設の維持管理	
（1）施設の特徴を踏まえた維持管理	
ア やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、 カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び 自然公園施設の植物管理等に関する実施方針	19
イ 3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方	29
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	
（1）施設の特徴を活かした利用促進のための企画と取組	
ア やまなみセンター（別館を含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進の ための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組	30
イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特徴を踏まえた 企画・取組	34
ウ カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組	36
エ 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	39
オ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標施設利用者数を次の(ア)から (ウ)について設定し、設定の考え方も併せて記載してください	40
（2）現状分析、課題把握	
カ 現状の分析や課題の把握	41
（3）一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組	
ア 3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組	44
【自主的な企画事業】	

イ	利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の自主的な企画事業の 目標参加者数について設定し、設定の考え方も併せて記載してください	47
(4)	広報、PR活動	
・	より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等	54
(5)	接客、苦情処理、利用者ニーズの把握	
ア	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及び その内容の事業等への反映の仕組み等	57
イ	外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、 コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針	60
ウ	神奈川県手話言語条例への対応	60
(6)	利用料金	
・	利用料金の設定、減免の考え方	61
4	事故防止等安全管理	
(1)	事故防止等安全管理	
ア	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	64
イ	災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げと なりうる事案を認知した際の対応方針	68
ウ	急病人等が生じた場合の対応	69
エ	水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方	70
5	地域と連携した魅力ある施設づくり	
(1)	市町村、関係団体等との連携・交流等	
ア	宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との 協力体制の構築及び連携・交流	71
イ	ボランティア団体等の育成・連携	73
(2)	地域活性化につながる集客促進	
ア	宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 【新たな集客促進策の企画・取組の発想や工夫～宮ヶ瀬財団の持つコーディネート機能を 発揮したクロス事業の展開～】	73
イ	地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方	84
(3)	地域人材や地元企業の活用	
ア	地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの 提供に向けた取組	85

II 管理経費の節減等

6 節減努力等（記載不要）

III 団体の業務遂行能力

7 人的な能力、執行体制

（1）人的な能力、執行体制

- ア 指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況…………… 86
- イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況…………… 88
- ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況…………… 89

8 財政的な能力（記載不要）

9 コンプライアンス、社会貢献

（1）コンプライアンス

- ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況…………… 91

（2）社会貢献

- ア 指定管理業務を行う際の環境配慮の状況…………… 92
- イ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組…………… 93
- ウ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績…………… 93
- エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方…………… 94
- オ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針…………… 97
- カ 神奈川県手話言語条例への対応…………… 97
- キ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組…………… 98

10	事故・不祥事への対応、個人情報保護	
(1)	事故・不祥事への対応	99
(2)	個人情報保護	99
11	これまでの実績	
(1)	実績	
ア	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	100
イ	県又は他の自治体における指定取消しの有無	100

団 体 の 概 要

(令和7年3月現在)

ふりがな 団体名	こうえきざいだんほうじんみやがせだむしゅうへんしんこうざいだん 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団		
所在地	〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4 番地	電話番号	046-288-3600
代表者	理事長 仲谷 政二郎	FAX	046-288-3961
設立年月日	平成4年10月1日		
沿革	<p>平成4年10月 出捐者16団体、基本財産15億円をもって「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」を厚木市恩名102-2に設立。</p> <p>平成6年2月 2団体から出捐を受ける。(18団体)基本財産15億2千万円となる。</p> <p>平成6年4月 建設省(現国土交通省)より「宮ヶ瀬ダムインフォメーションセンター」維持管理業務を受託。</p> <p>平成7年4月 神奈川県より国体開催施設「カヌー用艇庫」管理業務を受託。</p> <p>平成8年4月 神奈川県より国体開催施設「馬術場」管理業務を受託。</p> <p>平成10年9月 神奈川県より「県立宮ヶ瀬やまなみセンター」管理運営業務を受託。 財団事務所を愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地へ移転</p> <p>平成11年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」、「県立宮ヶ瀬湖カヌー場」、「県立津久井馬術場」の管理運営業務を受託。</p> <p>平成11年11月 国土交通省より「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」運営管理業務を受託。</p> <p>平成12年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」の追加施設として、「鳥居原園地」の管理運営業務を追加受託。</p> <p>平成15年4月 国土交通省より「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」を推進する事務局業務を受託。 (～平成21年4月)</p> <p>平成18年4月 「県立あいかわ公園」指定管理者として管理運営を受託。 以後、継続受託</p> <p>平成22年8月 水源地域活性化推進事業の一環として、また宮ヶ瀬ダム10周年記念事業として「第1回宮ヶ瀬湖24時間リレーマラソン」実施 以後、令和元年度まで毎年実施</p> <p>平成23年10月 神奈川県知事の認定を受け「公益財団法人」へ移行。</p> <p>平成26年3月 「県立津久井馬術場」は、廃止に伴い受託終了</p> <p>平成28年4月 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者として管理運営を受託</p> <p>平成29年11月 観光庁より観光地域づくりの舵取り役である「日本版DMO(地域連携DMO)法人」として登録</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和2年4月「登録DMO」に名称変更、令和3年1月更新登録 令和3年1月 制度改正に伴い、観光地域づくり法人(地域連携DMO)に名称変更</p> </div>		

業務内容	<p>(1) 設立目的 県民の水源地環境に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業会計区分 公益目的事業会計 宮ヶ瀬湖周辺地域振興事業（水源地環境の理解促進、地域活性化の推進） 収益事業等会計 宮ヶ瀬湖周辺有料施設等運営事業、有料乗物運営 法人会計法人 運営事業</p> <p>(3) 経営計画 財団の経営理念・目標を達成するため大局的な取組方針である「中長期経営計画」については、平成28(2016)年に策定されているが、その後の環境の変化、財団の観光地域づくり法人(地域連携DMO)としての取組状況なども踏まえ、新たに令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までを計画年度とする中長期経営計画の策定を目指している。 当該計画は、①財団経営の視点と、②DMO法人としての観光地経営の視点を有している。 (詳細は、参考資料：中長期経営計画の策定について)</p>																														
主な実績	<p>(1) 国又は地方公共団体から施設の管理運営業務を行った実績（指定管理を含む） 当財団は、宮ヶ瀬湖周辺において次のとおり、国(国土交通省)及び神奈川県からの事業(業務)を受託</p> <table border="1" data-bbox="327 1048 1436 1675"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>受託開始年月日</th> <th>発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務</td> <td>H10.9</td> <td>県土地水資源対策課</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務</td> <td>H11.4</td> <td>県自然環境保全課</td> </tr> <tr> <td>県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務</td> <td>H11.4</td> <td>県スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>神奈川県立宮ヶ瀬湖周辺施設管理運営業務 (指定管理)</td> <td>H28.4 (継続中)</td> <td>県土地水資源対策課 自然環境保全センター 県スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>県立津久井馬術場管理運営業務</td> <td>H11.4 (終了)</td> <td>県スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)</td> <td>H18.4 (継続中)</td> <td>県都市公園課</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業</td> <td>H11.11 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム施設管理業務</td> <td>H11.11 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム巡視支援業務</td> <td>H10.4 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 主な国又は地方公共団体が参加する会議を主催した実績 令和6年10月 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会 (年1回) 構成員 国・県幹部職員、相模原市・厚木市・愛川町・清川村の首長等 令和7年3月 宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議 (年1回) 構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村、厚木市及び事業者等</p>	事業名	受託開始年月日	発注者	県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務	H10.9	県土地水資源対策課	宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務	H11.4	県自然環境保全課	県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務	H11.4	県スポーツ課	神奈川県立宮ヶ瀬湖周辺施設管理運営業務 (指定管理)	H28.4 (継続中)	県土地水資源対策課 自然環境保全センター 県スポーツ課	県立津久井馬術場管理運営業務	H11.4 (終了)	県スポーツ課	県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)	H18.4 (継続中)	県都市公園課	宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業	H11.11 (継続中)	国土交通省	宮ヶ瀬ダム施設管理業務	H11.11 (継続中)	国土交通省	宮ヶ瀬ダム巡視支援業務	H10.4 (継続中)	国土交通省
事業名	受託開始年月日	発注者																													
県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務	H10.9	県土地水資源対策課																													
宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務	H11.4	県自然環境保全課																													
県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務	H11.4	県スポーツ課																													
神奈川県立宮ヶ瀬湖周辺施設管理運営業務 (指定管理)	H28.4 (継続中)	県土地水資源対策課 自然環境保全センター 県スポーツ課																													
県立津久井馬術場管理運営業務	H11.4 (終了)	県スポーツ課																													
県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)	H18.4 (継続中)	県都市公園課																													
宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業	H11.11 (継続中)	国土交通省																													
宮ヶ瀬ダム施設管理業務	H11.11 (継続中)	国土交通省																													
宮ヶ瀬ダム巡視支援業務	H10.4 (継続中)	国土交通省																													

<p>主な実績 (続き)</p>	<p>(3) 主な地域活性化イベントを企画し、実施した実績</p> <p>みやがせフェスタ2024 春 みやがせ花めぐり (3拠点開催)</p> <p>開催日 令和6年4月1日～6月30日 参加者 約 11,000名</p> <p>みやがせフェスタ2024 夏 サマーアカデミーみやがせ (3拠点開催)</p> <p>開催日 令和6年7月2日～9月29日 参加者 約 30,350名</p> <p>みやがせフェスタ2024 秋 みやがせオータムパーティ (3拠点開催)</p> <p>開催日 令和6年10月1日～12月25日 参加者 約 16,300名</p> <p>(4) 観光地域づくり法人 (地域連携DMO) として企画し、実施した実績</p> <p>複数の市町村にまたがる観光地域づくり法人 (地域連携DMO) として官民や市町村の垣根を越えて、広域的な調整機能を発揮した地域連携事業などを実施</p> <p>【主なもの】</p> <p>SNSを利用した動画による地域の魅力発信事業</p> <p>オリジナルドラマ「サンキュービーバー宮ヶ瀬探偵事務所 (仮)」製作・配信</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺クーポン発行事業</p> <p>DMO地域内の62の店舗施設などで優待を受けられるクーポン券発行</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺の体験バスツアー事業</p> <p>小田急電鉄 (株) との共同企画したバスツアー</p> <p>ダム監査廊の利用活用事業</p> <p>ダム監査廊に地元酒蔵の日本酒を貯蔵、「ダム貯蔵酒」として事業者が販売</p> <p>※「第10回かながわ観光大賞」において審査員特別賞を受賞 (令和2年3月受賞)</p> <p>(5) 収益事業の実績</p> <p>財団経営基盤の強化及び公益活動を充実するため、宮ヶ瀬湖畔地区等有料施設等の運営、あいかわ公園有料施設等の運営、有料乗物の運営を実施</p> <p>【主なもの】</p> <p>宮ヶ瀬湖畔地区等有料施設等運営</p> <p>有料駐車場、ピクニック広場、みやがせミーヤ館売店</p> <p>有料乗物運営</p> <p>宮ヶ瀬湖畔地区ロードトレイン、ダムサイト地区ロードトレイン</p> <p>インクライン、宮ヶ瀬湖遊覧船</p>
----------------------	---

参考 3施設、3拠点、DMOエリアの関係図

- 3施設 神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場
- 3拠点 宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原園地地区、ダムサイト・県立あいかわ公園地区
- DMOエリア（マーケティング・マネジメント対象とする区域）
相模原市の一部（緑区根小屋、長竹、青山、鳥屋）、厚木市の一部（飯山、七沢）、
愛甲郡愛川町及び清川村の全域



財政状況 (過去3年間について 記入してください)	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	469,780,942	525,282,217	516,340,649
	総支出	467,875,513	524,255,252	522,527,723
	当期損益	1,097,429	▲2,892,035	▲5,387,074
	累積損益	386,282,954	382,913,219	378,677,134

申請に関する担当連絡先

氏名	部署・職名
----	-------

電話番号	F A X	電話番号
------	-------	------

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理者としての運営方針及び委託の考え方

ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針

(宮ヶ瀬ダム建設事業が、宮ヶ瀬湖周辺地域・住民の多大なる理解と協力のもとに進められたという歴史的経緯と、宮ヶ瀬湖周辺施設の3施設の設置経緯や設置目的及び公の施設としての役割を踏まえ、これら3施設を一体として、どのような施設運営を目指すのか、基本的な考え方を記載してください。)

歴史的経緯

宮ヶ瀬ダムは、神奈川県最後の水がめとして、昭和44年(1969年)のダム計画発表から30年余の歳月を経て、平成12年(2000年)12月に竣工し、平成13年(2001年)4月から本格運用が開始された首都圏最大級のダムです。ダムの完成により誕生した宮ヶ瀬湖は、芦ノ湖に匹敵する貯水量約2億立方メートルを誇り、給水区域は、横浜市や川崎市など16市5町に及びます。

宮ヶ瀬ダムは、「①水道水の貯水」の他、豪雨等の際の「②洪水調節」、「③河川流量の調節」、さらには、「④発電」という神奈川県民にとって必要不可欠な役割を果たしています。

この宮ヶ瀬ダムの工事にあたっては、地域の人々との長期にわたる幾多の折衝を経て、最終的には、県民の水資源確保等のために協力するという理解を得て、集落の移転が実現した経緯があります。その結果、先祖伝来の土地や家、生活の基盤である店舗などが湖底に沈むことになった人々は、清川村・相模原市(旧・津久井町)・愛川町にまたがり、水没戸数281戸、水没人口1,136人に及びました。

そこで、この宮ヶ瀬ダムの建設に併せて、国・県・関係市町村により、平成4年(1992年)4月に「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市型リゾート地の形成」を基本理念として、3拠点(宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区)の整備が進められてきました。

宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画

基本理念 人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

設置目的 県民の水源環境に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域・人と自然の交流共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与すること。

宮ヶ瀬やまなみセンター

設置経緯 宮ヶ瀬ダムの建設と併せて、県が、国、地元市町村と連携して宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化を図るため、広域的な交流拠点として平成10年9月に設置したもの

設置目的 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するため。

集団施設地区

設置経緯 集団施設地区等は、宮ヶ瀬ダム建設に伴い、県、国が役割を分担しながら整備し、国が整備した施設を平成11年3月に県が引き継いだもの

設置目的 県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するため。

宮ヶ瀬湖カヌー場

設置経緯 平成10年に開催された「かがわゆめ国体」において、清川村がカヌー競技の開催地に選ばれたことにより、清川村と津久井町の町村境付近にある宮ヶ瀬ダム湖畔に新築されたもの

設置目的 県民にカヌー等に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与すること。

宮ヶ瀬湖周辺地域は、この3拠点に開発地域を限定して整備を進めることにより、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきたという経緯があります。

また、この基本計画に沿って良好な地域づくりを一体的・計画的に推進するため、企画立案と合意形成の促進、公共施設等の管理の受託、宮ヶ瀬湖周辺地域の情報の提供、活性化の促進、調査研究等について、国・県・市町村、利水者、民間等の協力と連携を行うといった設立趣意書のもと、平成4年（1992年）10月に「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、平成23年（2011年）10月に公益財団法人に移行しました。

周辺3施設の一体運営

宮ヶ瀬湖周辺施設は、上記3拠点のうち2拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区）に位置しています。当財団は、従来から3拠点を一体として管理運営しており、個々の施設の利用促進や相互連携に加え、遊覧船やロードトレイン、各種イベントなどの独自の事業を通じて、エリア全体の魅力向上と利用者の利便性向上に努めてきました。特に、宮ヶ瀬湖周辺の3施設は地理的にも隣接しているため、より一体的かつ総合的な施設運営を進めています。



宮ヶ瀬湖周辺広域マップ

また、当財団は、平成29年（2017年）11月に観光庁から日本版のDMO法人（地域連携DMO）として登録を受けました。DMO法人とは、地域の観光資源（ダム、名所、自然、産業など）に精通し、地域や関係者と連携しながら観光地域づくりの舵取り役を担い、地域の稼働力を引き出すことを目的とする法人です。現在、相模原市や厚木市、愛川町、清川村の4市町村のDMOエリアにおいて、市町村、観光協会などの各種団体や事業者と連携し、地域の活性化に向けた事業を展開しています。

宮ヶ瀬湖周辺の3施設の運営にあたっては、財団としてこれまでのソフト的・広域的な連携事業の成果や蓄積したノウハウを活用し、一体的で効果的な施設運営を進めます。併せて、各種イベントや良好な地域づくりを一体的かつ計画的に推進する観点から、周辺市町村や住民組織などとの連絡調整や連携窓口としての役割を發揮するよう努めます。

※DMO法人
Destination Management/Marketing Organization

※DMOエリア（地域連携DMOとしての対象地域）

- ①相模原市の一部（緑区根小屋、長竹、青山、鳥屋）、②厚木市の一部（飯山、七沢）、
- ③愛甲郡愛川町、④清川村の全域

施設運営の方針・考え方

宮ヶ瀬湖周辺の3施設の運営においては、自然環境の保全と安全で快適な利用環境の確保に努めるとともに、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材との連携を強化し、施設の充実を図ります。また、カーボンニュートラルの達成を目指して環境保護に係る取り組みを推進し、日常での省資源化に取り組む一方で、管理に要する経費については適正な受益者負担を推進し、利用者へのサービス低下を招くことなく徹底的な経費節減に努めます。「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として、信頼される指定管理者となるよう努めます。さらに、環境、防災、健康、交通など、地域や社会の変化や動向、ニーズや関心の高まりを的確に捉え、3施設の運営管理に反映してまいります。

施設運営5つの柱

1 水源環境の保全と理解促進

水源地域に立地することから、施設の運営にあたっては、環境負荷の軽減や省資源化に努めるとともに、植樹や適切な剪定、自然観察会の開催などを通じて、宮ヶ瀬湖周辺の水源環境の保全と理解促進に取り組めます。

2 地域住民や団体等との連携した施設運営

宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材、市町村などと連携し、20年以上にわたって施設を継続して運営してきた経験とノウハウを基盤に、遊覧船などの財団独自の事業や、地域連携 DMO としての4市町村に及ぶネットワークを活用し、3施設全体の広域的かつ効果的な利活用と地域の活性化に努めます。

3 地域やニーズの変化への対応

新東名伊勢原大山インターチェンジや圏央道相模原インターチェンジの開通による高速道路ネットワークの拡充による遠隔地からの来訪者増加、東京 2020 オリンピックのレガシー等をきっかけとしたスポーツ需要の定着、リニア中央新幹線関東車両基地の整備などによるインフラツーリズムとしての期待、SNS の普及など IT デジタル化の加速、環境の変化に的確に対応した施設運営に努めます。

4 来訪者の健康、安全・安心の確保

台風、落雷、積雪、凍結などの異常気象への対応や、鳥獣被害対策、熱中症対策、地震等災害や緊急事態発生時の避難誘導など、利用者の安全を最優先とした施設運営に努めます。

5 効率的で公平・適正な運営

利用者へのサービス低下を招かない範囲で徹底的な経費節減と適正な受益者負担に努め、効率的な施設運営を図ります。また、「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として、常に公平・公正で信頼される指定管理者となるよう努めます。

状況変化に対応した施設運営

宮ヶ瀬湖周辺における近年の変化としては、以下の点が挙げられます。

- ①新東名など高速道路ネットワークの形成や圏央道相模原インターチェンジ開通によるアクセスの向上により、遠隔地からの来訪者の増加が期待され、広域圏へのPRを強化してまいります。
- ②東京2020オリンピック事前キャンプ地となったレガシーや、カヌーやボートの継続的な利用者の存在を踏まえ、定着したスポーツ需要を活かしたカヌー場などの安定した運営を行ってまいります。
- ③宮ヶ瀬湖の近隣にリニア中央新幹線関東車両基地の整備や相模ダムリニューアル事業などによるインフラツーリズムとしての活用動向などを注視し、今後の来訪者への影響とその対応に留意してまいります。
- ④厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村の3市1町1村による「県央やまなみ協議会」における広域観光圏の確立及び観光資源のブランド化の動向等を活かし、丹沢大山やあつぎ温泉郷との地域連携を強める機会を逃さずに、将来にわたって発展し続ける魅力あふれる地域社会を目指し取り組んでまいります。

イ 宮ヶ瀬湖の水質や周辺地域の自然環境の保全及び周辺地域の活性化に向けた取組方針

(宮ヶ瀬湖周辺施設は、宮ヶ瀬湖の水質や自然環境の保全・充実と、周辺地域の振興・活性化という目的を達成するための中心的施設であることを踏まえ、各種事業を企画提案・実施するにあたり基本となる取組方針を記載してください。)

取組の考え方

宮ヶ瀬湖の周辺は、神奈川県民の水がめ・水源地として極めて重要な地域です。これまで、宮ヶ瀬湖周辺では3拠点に開発地域を限定して整備を進めることで、水源地域として湖の水質および周辺地域の自然環境の保全を最優先にしつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきました。

当財団は、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成」を基本理念として設立されました。宮ヶ瀬湖周辺施設の整備段階から、自然環境の保全と水源地域の振興の実現に向けて事業を展開してきました。自然環境に対する県民の理解を促進し、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域および人と自然の交流・共存を図り、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的として諸事業に取り組んでいます。

こうした取り組みの考え方は、平成27年(2015年)9月に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の「目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する」の趣旨にも合致するものと考えています。また、国土交通省より業務を受託している「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」において、毎年、神奈川県内の約3割強の小学校が来館し、宮ヶ瀬ダムの見学やダムの機能・役割に関するレクチャーを財団職員が実施しています。この水源地に対する環境学習は、ESD(持続可能な開発のための教育)の目標の一つである「環境、経済、社会の面にお

いて持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」と同じ方向性であると考えています。

※ S D G s … Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※ E S D … Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

基本となる取組方針

1 秩序ある利用の促進

「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」に基づき整備された施設については、国、県、周辺市町村および利水者等との合意形成により策定された「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」に則り、自然環境の保全を前提として、秩序ある利用の促進を図ります。

2 エリア全体としての魅力や利便性の向上

宮ヶ瀬湖周辺地域に整備された公共施設の管理運営を受託し、自然に親しめるレクリエーション活動の拠点施設とするほか、駐車場などの管理運営や自主事業を行い、エリア全体の魅力や利用者の利便性向上に努めます。

3 地域情報の提供、活性化の促進

周辺地域で行われる行事や催事の情報提供を行うとともに、宮ヶ瀬ダムの役割などの広報業務を実施し、水資源の大切さを理解してもらうことを目指します。また、この地域が賑わいと活気にあふれた地域であり続けるよう、地域活性化の促進に取り組めます。

4 環境の変化に対応した事業展開

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）や宮ヶ瀬湖に隣接する相模原市緑区鳥屋地区の関東車両基地の整備が進められています。また、新東名伊勢原大山インターチェンジや圏央道相模原インターチェンジの開通により、宮ヶ瀬を取り巻く高速道路ネットワークが形成されてきています。外部の環境変化による集客エリアや満足度の変化を的確に捉えるため、引き続き、財団独自に来訪者動向調査を実施し、周辺地域の活性化や都市と水源地域の交流促進のための事業を展開します。

5 水源環境の理解促進

美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守るために、平成 10 年（1998 年）4 月 29 日に制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の理念に基づき、宮ヶ瀬湖周辺地域の豊かな自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図ります。また、事業の実施にあたっては、県が実施する水源環境保全施策を踏まえ、NPO 法人や民間企業などと協働し、様々な水源地域の保全および理解促進活動を実施することで、宮ヶ瀬湖周辺での交流や自然とのふれあいの大切さについて理解を促進します。

宮ヶ瀬湖憲章

宮ヶ瀬湖は、長い年月をかけ、多くの人々の努力によってつくられ、水道用水、水力発電への利用や相模川・中津川周辺を洪水から守るなど、安全で豊かな生活を支えてくれるダム湖です。

こうした恵みには、ダム建設のため、先祖代々住み続けた土地や家が湖底に沈むこととなり、移転を余儀なくされた人々や失われた豊かな自然がありました。

ダム建設にあたっては、人や動植物にできる限り快適なものになるように、自然の再生が図られました。

周辺の自然は、貴重な水源として、生き物を育む場として、また、安らぎと憩いの場としても大切です。

私たちは、周辺の自然を大切にし、守り、育て、利用し、次の世代に伝えていくことを誓い、ここに宮ヶ瀬湖憲章を定めます。

- 1 清らかな宮ヶ瀬湖の水を、みんなで大切にしよう。
- 1 美しい宮ヶ瀬湖周辺を、みんなで守ろう。
- 1 宮ヶ瀬湖周辺の自然を、みんなで育て利用しよう。
- 1 宮ヶ瀬湖の意義・歴史を忘れずに、みんなで後世に伝えよう。

平成 10 年 4 月 29 日制定

宮ヶ瀬湖憲章制定会議

ウ 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方

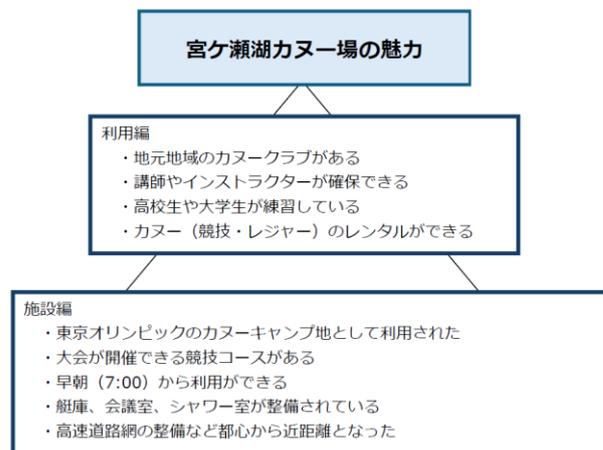
(将来に向けたカヌー競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技（ボート競技を含む）に対する県民への普及啓発についての具体的な取組方針を記載してください。)

宮ヶ瀬湖カヌー場の魅力

宮ヶ瀬湖カヌー場は、カヌースポーツの拠点として県民の生涯スポーツおよび地域振興を図るため、カヌーコースや艇庫、管理棟などを良好に維持し、円滑に利用できるように管理運営しています。

この施設は、平成10年（1998年）に開催された「かながわ・ゆめ国体」の会場として県により整備され、また令和3年（2021年）には東京オリンピックのカヌー競技の事前キャンプ地としても使用されました。

こうした実績とレガシーを活かし、施設の魅力を発信することで、今後の利用促進を図ってまいります。



カヌー競技人口の拡大

競技人口の拡大には、青少年がカヌーに興味を持ち、実際に体験できる環境を整えることが重要です。そのため、財団では、年少者や興味のある方々を対象に、水深が浅く風の影響を受けにくい集団施設地区の親水池でカヌースクールを開催しています。

また、カヌー体験を希望する小学校や子ども会などには、カヌーやライフジャケットなどの備品を無料で貸し出し、地域の指導者の紹介も行っています。

競技者の育成

競技者の育成には、集団施設地区の親水池でカヌーを経験した人が、次のステップとして宮ヶ瀬湖カヌー場を利用する取り組みが重要と考えています。そのため、カヌー体験者を対象に技能向上のための講習会を開催しています。

また、宮ヶ瀬湖カヌー場ではカヌーの持ち込みが原則ですが、カヌーの貸し出しも行うことで利便性を高め、競技者の育成に繋げています。

さらに、財団ではレジャー用のレンタルカヌー（カヤック、カナディアンカヌー、Eボート等）を配置し、競技用カヌーへのステップアップを支援しています。

※Eボートとは、定員10人のゴム製大型カヌーで、水面に近い目線からの景色を楽しむことや家族で漕ぐ楽しさや、自然との一体感を味わうことが出来ます。

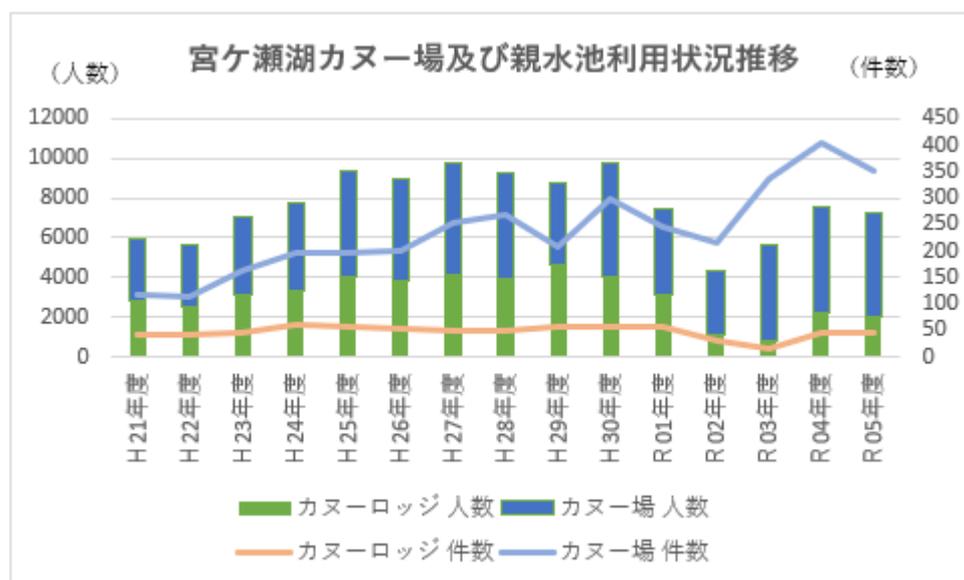


県民への普及啓発

当財団のホームページに、親水池や宮ヶ瀬湖カヌー場の案内を掲載し、その存在を広く発信します。また、財団独自の事業としてレンタルカヌー事業やEボートを利用した湖面からの自然観察を楽しんでいただくなど、水辺での楽しさを多くの方に体験していただきます。

カヌー競技人口の拡大、競技者の育成、県民への普及啓発には、技術力のある指導者が多く必要です。このため、指導者を有するNPO法人との連携を強化し、財団が実施しているカヌー教室や体系的な競技者育成コースを協力して開催し、利用促進を図ります。

また、カヌー利用者の拡大を目指し、県内の全小学校へ利用案内を配布するなど、広報活動を積極的に行い、利用促進するとともに、スポーツとしての認知度向上を図っていきます。



工 業務の一部を委託する場合の業務内容等

(注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。

(業務の一部を委託する場合、業務内容や理由などを含めた具体的な考え方を記載してください。)

委託する業務内容

関係法令に基づく有資格者による法定点検、専門的な技術・知識・免許を要する業務など効果的・効率的に行う業務は再委託を行います。

専門的な技術・知識・免許を要する業務	造園・景観 急斜面地など作業に技術を要する業務は、造園の熟練者を有する業者に委託します。 危険な害虫や植物等の病虫害の処置は、専門業者に委託します。 鳥居原園地のドウダンツツジの管理については、当園地のシンボルであり後世に残る財産として保持するため、造園の熟練者を有する業者に委託します。 施設管理 施設維持のための機械警備、巡回警備、遊具点検、また、噴水点検などの定期点検は専門業者に委託し、健全な施設維持管理を行います。 清掃業務 施設の床面・窓の清掃については、景観を良好に維持するため専門業者に委託します。 園地内の公衆便所清掃については、直営により日常清掃しておりますが、定期清掃は専門業者に委託し、来訪者が快適に利用できるよう施設の美化に努めます。
関係法令に基づく有資格者による法定点検	消防設備・受変電設備等 消防設備、受変電設備、受水槽及び浄化槽、また、エレベーターなどは、有資格者による法定点検及び定期点検を専門業者に委託し、法令遵守に努めます。
その他管理(活性化事業他)	自然環境理解促進事業や地域活性化事業等 専門性の高い分野に係る事業については、NPO 法人等に委託し、より質の高い事業等を実施していきます。

2 施設の維持管理

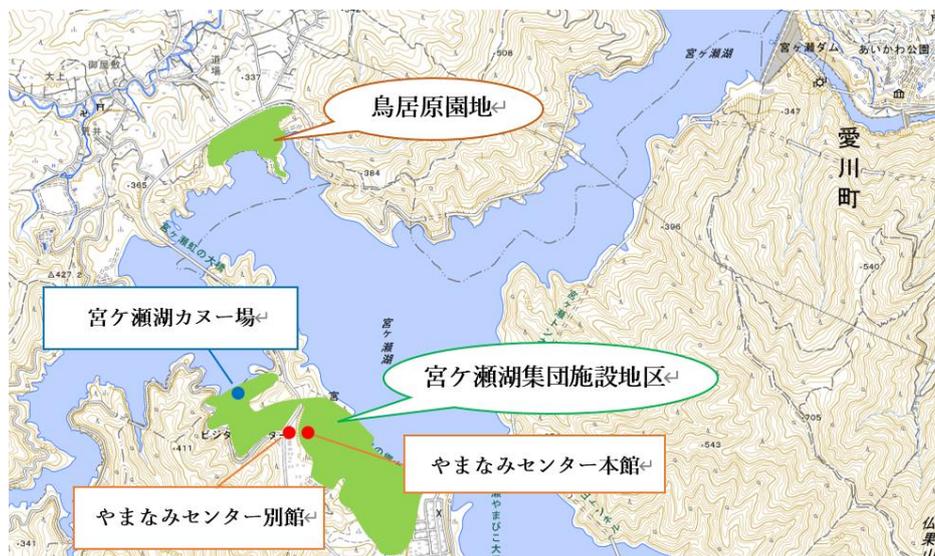
(1) 施設の特徴を踏まえた維持管理

ア やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針

（宮ヶ瀬湖周辺施設の施設及び設備の状況を踏まえ、施設機能の十分な発揮、利用者サービスの向上の観点から、日常の保守管理、清掃、修繕等を適切に行う取組、有資格者の配置や委託する場合の適切な相手方の選定、履行確認の方法などを具体的に記載してください。）

実施方針

施設を快適に利用していただくためには、安全性の確保と機能の維持が必要です。そのために、我々は利用者の要望や需要の変化、日常の維持管理、運営上の課題などを把握し、それらを施設の管理運営に反映させます。さらに、異常事態の監視を行い、早期発見と予防保全に努めます。そして、各施設と設備の維持管理の基準を常に確保します。



やまなみセンター（本館・別館）

やまなみセンター本館は、神奈川県の水源地域である宮ヶ瀬湖周辺地域での自然環境の保全を図りながら、地元関係団体と連携した地域活性化事業や水源地域の重要性の理解・促進を図る事業を推進する拠点施設として機能しています。ここでは、地元関係団体との連携・調整の会議を開催するほか、事業の企画計画や課題の抽出・分析等も行います。施設や設備の保守管理を適切に行い、これらの活動をしっかり支えてまいります。

やまなみセンター別館は、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光、交通、イベントなどの情報を一元管理し、3つの施設の利用承認を行うなど、ワンストップサービスを提供する総合窓口として、来訪者の利便性を高めます。



やまなみセンター本館



やまなみセンター別館
(愛称) みやがせミーヤ館

<p>施設機能の 十分な発揮</p>	<p>建築設備の保守管理 空調設備や消防設備、給排水設備等について、日常点検、法定点検及び定期点検を計画的に実施し、良好な状態を維持するよう努めます。不具合等が発見された場合には、軽易なものについて速やかに応急対応や修繕を行い、大規模な修繕等が必要な場合などは速やかにその状況等を報告します。</p> <p>やまなみセンターは、車椅子やベビーカー、高齢者などの利用が多いことから、特にエレベーターについては、故障を未然に防ぐために、こまめに点検等を実施します。</p> <p>建築物の保守管理 やまなみセンターの外壁や内壁等の状態について、日頃から確認に努め、不具合等が発見した場合には速やかに報告します。</p> <p>保安警備 夜間の防犯対策として 365 日機械警備を実施します。</p>
<p>利用者サービスの 向上の視点から、 日常の保守管理、 清掃、修繕等 を適切に行う 取組</p>	<p>日常の清掃 本館・別館では、開館日には屋内屋外の日常清掃を行い、窓ふきや床等の定期清掃を計画的に実施し施設を常に良好な状態に保つよう努めます。</p> <p>本館屋上の保守管理・景観の確保 本館では、屋上から宮ヶ瀬湖や園地、周りの山々の自然景観を一度に楽しむことができます。来訪者の園地への動線上となる屋上は、こまめに清掃を行い、フラワーポットの配置などして美観を高め、良い第一印象を持っていただけるよう努めます。</p> <p>本館 2 階の展望ホールの清掃 展望ホールでは、屋内の大きなガラス窓からけやき広場などを一望することができます。利用者はテーブルのあるイスに座って、憩いの時間を過ごすことができます。ホールの快適さを保つために、ガラス窓の清掃などをしっかりと行っていきます。</p>

集団施設地区等

集団施設地区等は、さまざまなイベントの会場やスポーツ、自然観察、散策の場として利用されています。維持管理については、各施設の使用目的に応じ、生息する動植物にも配慮して、草刈り等作業の頻度や時期を調整します。

また、施設や設備の保守管理を適切に行い、良好な利用者サービスできるようしっかり支えてまいります。



湖畔園地

<p>施設機能の 十分な発揮</p>	<p>園地の植栽管理 園地には、さまざまな高木や低木、草花が随所に存在しています。状況を見ながら適切な時期等を選んで、高木の剪定や中低木の刈込や草取りを行います。特に来訪者が通行する園路や芝生広場の高木については、安全面や景観面も十分に考慮した剪定作業を行います。</p>
-------------------------------	--

鳥居原園地は、階段状に植えられたドウダンツツジは観光の見どころとなっているため、適切な植栽管理を行います。園地内には、繁殖力が強い特定外来生物のオオキンケイギクが多く繁殖している箇所があります。放置すると在来種が駆逐されるので、花が咲く時期に除草を行い、その後防草シートを設置し、生息域外への逸出防止に努めます。



鳥居原園地

シカ・イノシシの獣害対策

園内はシカやイノシシなどの動物の行動域にもなっています。これらの野生動物による被害を予防する措置をとりながら、生育場所や樹種等にあわせた植栽管理を行い自然公園としてふさわしい適切な維持管理を行います。特にシカによる草花の食害が頻発しているため湖畔園地内の花壇では、食害が少ないスイセン、ミツマタ等の植物への移行を進めていきます。また、アジサイのまわりにシカの侵入防止網を引き続き設置します。

また、園地内では、イノシシによる芝生地の掘り返しが頻繁に発生しています。こまめに点検を行い、土をならしたり砂を入れたりするなどの補修作業を実施します。

生物多様性に配慮した草刈り業務

園地内の親水池周辺は水鳥やカヤネズミ等の繁殖場所になっています。特に草刈り業務においては、こうした場所の草刈り範囲やエリアを考慮しながら、園地内の生物多様性に配慮した業務を行います。

施設設備の保守管理

電気設備や給排水設備等について、日常点検、法定点検及び定期点検を計画的に実施し、良好な状態を維持するよう努めます。不具合等が発見された場合には、軽易なものについて速やかに応急対応や修繕を行い、大規模な修繕等が必要な場合などは速やかにその状況等を報告します。

また、電気設備等の共用施設の保守管理については、周辺施設（やまなみセンター、カヌー場、相模原市鳥居原ふれあいの館、清川村宮ヶ瀬湖水の郷交流館）の管理者と神奈川県自然環境保全センターが結ぶ共用施設協定書に基づき行います。

遊具点検

園地内の遊具については、利用者に安心・安全に遊んでいただけるよう、園地管理員や業務委託による点検を実施します。

利用者サービス
向上にむけて適
切に行う、日常の
保守管理・清掃・
修繕等の取組

芝生管理

来訪者が安全かつ快適に過ごせるよう、落ち枝や大きな石等、危険物の除去を行い、美観を維持するために定期的な芝刈りや土壌エアレーションなどの作業を実施します。

シカのフン対策

園地にはシカのフンが多く散在します。来訪者に気持ちよく過ごしてもらえるよう、フン清掃を定期的に行います。

フンは剪定枝や刈り取った草と混ぜ合わせ園内樹木の肥料などとして活用していきます。

有害虫対策

有害虫（スズメバチ、ヤマビル、毛虫など）は、巡視などを通じて早期に発見するよう努め、防除します。また、利用者からの情報提供があった場合も、迅速に防除を行います。

野生鳥獣に関する注意喚起

公園内での野生鳥獣に対する餌付け防止やトビ等からの被害防止のため、園内放送やポスター等にて利用者に対し注意喚起を行います。

また、餌付け防止に係る普及啓発にも努めます。

鳥居原園地駐車場

鳥居原園地駐車場は眺望が良く、自動車だけでなくオートバイの利用も多い状況にあります。近隣住民からの要望もあり、夜間の騒音防止や防犯のために門扉の開閉を行います。

また、当初想定していなかった渋滞が駐車場で発生し、県道まで待ち行列が繋がる場合があります。施設機能の確保や利用者の安全対策のため、繁忙期には適宜、交通誘導員を配置します。



鳥居原園地駐車場

清掃と快適性・美観保持

園地内では、巡回と利用者への啓発を行い、マナーの向上に努めます。また、屋外トイレ等の清掃を定期的に行い、施設利用の快適性と美観を保つようにします。

カヌー場

県民がカヌーに関する知識を習得及び技能を向上させるための場を提供し、県民のスポーツの振興に寄与することを目的に設置されています。



カヌー場

施設機能の
十分な発揮

水上設備の保守

湖面の水位が夏と冬で例年 20m 程度変動するため、湖面の水位を毎日確認し、前日との高低差を基に栈橋の係留ロープを調整します。

また、コースワイヤーの長さ調整等を行い、カヌーコースのレーン幅や直線を確認し、適正な利用環境を維持します。

作業艇等の保守

湖面管理やカヌー競技等で使用する船舶は十分に安全な状態を維持する必要があります。

管理員による点検・清掃のほか、1年を通じて保守点検を業務委託するとともに、定期的実施される船舶検査も確実に実施します。

湖面管理

水位の変動等により湖岸で土砂崩れが発生した場合、周辺に近づかないように利用者に情報を提供します。また、水位変動に伴い、発生する流木やゴミは、発見次第回収し処分します。

施設設備の保守管理

電気設備等について、日常点検、法定点検及び定期点検を計画的に実施し、良好な状態を維持するよう努めます。不具合等が発見された場合には、軽易なものについて速やかに応急対応や修繕を行い、大規模な修繕等が必要な場合などは速やかにその状況等を報告します。

建築物の保守管理

建築物の外壁や内壁等の状態について、日頃から確認に努め、不具合等が発見した場合には速やかに報告します。

管理棟、艇庫等の保守管理・清掃

管理棟や利用者の舟艇が保管されている艇庫には盗難防止等のため機械警備を実施し、日常的な整理整頓を心がけます。

また、管理棟や艇庫の清掃をこまめに実施するとともに、外注による定期的なワックス掛けや窓ガラス清掃も行います。



カヌー場艇庫

さらに、敷地内の草刈りや剪定を行い、安心して気持ちよく施設を利用できる環境を維持します。

安全対策

宮ヶ瀬湖の特性上、水位変動が大きいことから、流木やゴミが浮き桟橋や護岸スロープ・階段等に溜まります。そのため利用者の動線上は重点的に清掃を実施し、怪我の原因となる流木やゴミの他ガラス破片等も除去します。

利用者への支援等

高校総体や国体の予選会実施時には運営を補助し、円滑な大会運営に協力します。また、財団自主事業としてカヌースクールを開催し、カヌー人口の拡大に努めてまいります。

やまなみセンター管理運営業務の年間維持管理計画表

項目	内容	基準回数	実施時期												基準を上回る提案					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
2. 清掃業務																				
本館 別館	日常清掃	屋内	情報コーナー、展望ホール、研修会議室、衣裳室、更衣室、シャワー室、共用部 トイレ 事務室	開館日	8:00～16:00															
		屋外																		
	定期清掃	屋内	情報コーナー、展望ホール、更衣室、シャワー室、共用部 研修会議室、休養室	休館日毎月	8:00～17:00															
		窓・サッシ 防虫網	洗面	休館日毎月	8:00～17:00															
	日常清掃	小便器洗浄機	サニタライザーMK-7	年2回	8:00～17:00															
		屋内	多目的スペース、共用部 トイレ 事務室	年6回																
	定期清掃	屋外		開館日	8:00～16:00															
		屋内	多目的スペース、共用部	休館日毎月	8:00～17:00															
	警備業務	窓・サッシ 防虫網	洗面	休館日毎月	8:00～17:00															
		小便器洗浄機	サニタライザーMK-7	年2回	8:00～17:00															
本館・別館	17:30～翌9:00 24時間	但し、館内警備作動中に限る																		
4. 植物管理業務																				
本館・別館	高木(モミジ・サクラほか)	美観の確保、害虫等の防除のための剪定等を実施	適宜																樹木により実施時期を選択	
	低木(アシサイ他)		適宜																除草、花殺摘み	
	プランター	美観形成のための植栽を実施	適宜																	
	敷地内除草	美観の確保、害虫等の防除のための除草等を実施	適宜																状況により適宜実施	

有資格者の配置

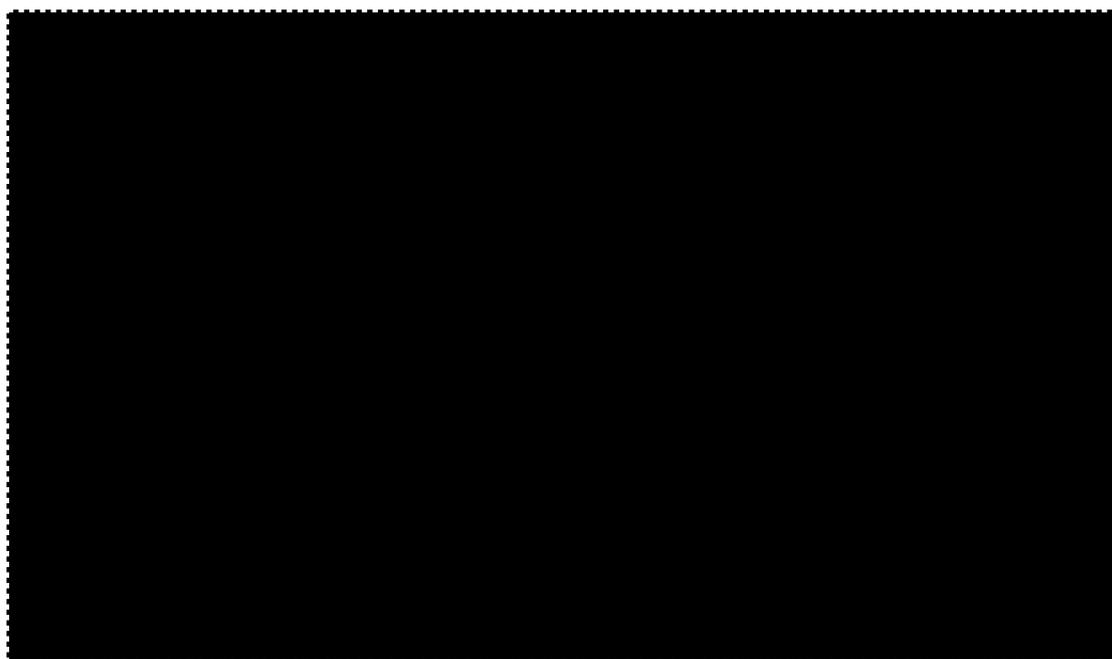
当財団には様々な資格保有者が在籍し、彼らの知識と技能を施設の維持管理に活用しています。

また、人材育成のために、講習会の実施や外部講習会への派遣を通じて、職員の資格取得を支援しています。

適正な委託業務委託

委託先の選定方法

○公平・公正な手続きで委託先を選定します。



履行確認等

履行の確認については、作業前には指示を再確認し、作業後には当該業務の責任者が現場立会いを行います。また、日報、業務完了報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満たさない場合には、やり直しを指示します。

さらに、実施業者との打合せを適宜開催し、作業の改善を図ります。委託業務においては、業務仕様と検収方法を定め、業務品質の維持に努めます。委託業務では業務仕様、検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。

職員が保有する主な資格

公園管理運営の資格	公園管理運営士、土木施工管理技士 ダム管理技士
安全管理	普通救命講習会、衛生管理者 防火管理者、危険物取扱者、安全運転管理者
作業関連	刈払機取扱作業者講習、チェーンソー講習
水上	船舶操縦免許
その他	自然観察指導員、生物分類技能検定3級、 心のバリアフリー推進員、手話技能検定、 雇用環境整備士資格(第Ⅱ種、第Ⅲ種)

イ 3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方

(3施設の一体運営を踏まえた人員配置の工夫や、施設及び設備の保守点検等の維持管理業務を効果的・効率的に行うための取組について、具体的に記載してください。)

3施設の一体運営

3施設の保守および維持管理の対象には、土地・建物、建築設備、植栽など、多くの共通項目があります。当財団は、一体的な運営を行うにあたり、各施設の業務基準を確保しつつ、これまでに蓄積されたノウハウを活かして、効率的かつ効果的に運営します。

総合業務	ワンストップサービスの提供 宮ヶ瀬湖周辺地域の交通案内、イベント案内、観光案内、さらに3施設の利用承認などを、やまなみセンター別館に一本化することで、ワンストップサービスを提供し、来訪者の皆様の利便性を高めます。
集中的な維持管理や人員配分	一体的な維持管理と柔軟な人員配置 公園などにおける広大な面積の草刈りや清掃などの維持管理業務において、3施設の境界を設けず、一体的で集中的な維持管理を行うことができます。また、園地内で開催するイベントなどにおいて、柔軟な人員配置が可能となります。
経費の節減効率化	管理業務の集約化 数多くの設備や機械などの法定点検や建物点検、清掃等について、一括発注や同日実施を行うことで、経費の節減と効率化を図ります。
避難誘導や応援体制の確保	広域的な対応が可能 地域の消防や警察、国の出先機関などを含め、広域的な災害時や緊急事態における避難誘導や応援体制の訓練、防災マニュアルの整備を図ります。 熱中症特別警戒情報への対応 清川村との協定により、やまなみセンター本館及び別館を、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設として、来訪者や住民等が暑熱を避けるための滞在場所として開放します。 また、宮ヶ瀬湖カヌー場会議室を「かながわクーリングスポット」として提供します。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組

(各施設の設置目的や特性、機能等を踏まえた事業等の実施方針及び取組について、規模や経費面からの実現可能性を踏まえて、具体的に記載して下さい。)

ア やまなみセンター（別館を含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組

(宮ヶ瀬湖周辺地域の歴史的経緯とやまなみセンターが担う広域交流拠点という役割を踏まえ、周辺地域全体の活性化と水源地域の理解促進を図るための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。)

実施方針及び取組

やまなみセンターは、水源地域の理解促進と周辺地域の活性化を目的とした広域交流拠点として、県民の多様なニーズに応える取り組みが求められています。これまでの活性化への取り組みの経緯や宮ヶ瀬湖周辺地域の基本理念、関連計画を踏まえ、周辺地域の自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体との連携を強化し、多くの県民に親しまれる地域となるよう努めます。

水源地域活性化の推進

イベントでの集客促進

みやがせフェスタ等の魅力あるイベントを開催し地域活性化を図るとともに、来訪者が自然とふれあえる機会を創出し、水源環境の理解の促進も図ります。



観光資源の活用と発信

地域の魅力ある観光情報（景観、郷土物産工芸、伝統文化）等を、市町村の境目なく発信します。

地域と連携した観光地域づくり

地域連携 DMO として、NPO 等と連携した新規ツアーコースの開発や市町村の境目ない観光情報を発信します。

水源環境の保全と活用

宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発

美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていくために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の普及啓発を行います。

自然とのふれあい

水源地域の植物や野鳥、動物などの自然にふれあえる自然観察会等を実施します。

水源環境保全の普及啓発

自然観察会等の水源環境理解促進事業をとおして、水源環境の保全の大切さを啓発します。

拠点施設としてのサービスの提供の充実

情報の集約、ワンストップ機能

宮ヶ瀬湖周辺の情報収集・提供の一元化によるワンストップ機能を充実します。

来訪者の目的に合わせたパンフレットを作成し、水源地域の情報をPRするためのホームページや SNS を活用して情報発信に取り組みます。

交流拠点

3 拠点でのイベントを通じて誘客を図り、人的交流を促進します。

周辺施設を利用する宮ヶ瀬湖周辺地域団体間の連携を深めるため、活動団体交流会を開催します。また、地域連携 DMO として、宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議等を開催します。

やまなみセンター本館

やまなみセンター本館は、水源環境の理解促進と周辺地域の活性化を目的とした拠点施設です。来訪者や活動団体が利用しやすい空間となるよう取り組んでいきます。

屋上展望広場

憩いの空間づくり

来訪者に安らぎと憩いの空間を提供するため、プランターを用いた花壇を設置します。

けやき広場や湖が一望できるロケーションを活かし、望遠鏡を設置します。



情報コーナー・展望ホール（2階）

情報提供、魅力発信の場としての活用

3 拠点の連携を強化するため、各拠点の特徴などの情報提供を充実させ、併せて周辺自治体および観光団体の情報を発信することで、交流拠点機能としての役割を果たすと考えます。別館との機能分担を図りながら、次のことに重点的に取り組みます。

- ・パネルを活用して、宮ヶ瀬湖周辺の四季や今昔を紹介します。
- ・交流拠点機能を生かし、国、県、周辺市町村（相模原市、愛川町、清川村、厚木市）などの地域プロジェクト情報（リニア建設など）を提供します。
- ・写真コンクール入賞作品の展示を通じて、四季の変化やビューポイントを紹介します。
- ・宮ヶ瀬湖周辺の活性化事業や自然観察会等の水源環境理解促進事業のイベント情報を発信します。

	<p>休憩スペースの提供</p> <p>集団施設地区が見渡せる展望ホールは、誰もが利用しやすい休憩スペースとなるよう、利便性の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠足など団体客の雨天時の休憩場所として活用します。 ・地域イベントと連携した体験教室やクリスマスみんなのつどいにおいて、小さなお子様や高齢者が寒さをしのぎながら、イルミネーションで飾られたクリスマスツリーなどを見物できるスペースとします。 	
<p>研修会議室 (1階)</p>	<p>交流、活動の空間</p> <p>水源地域と都市地域との交流を図ることで、水源地域の活性化や水源環境の理解促進に貢献します。各種交流事業、研修会、ボランティア活動の場として活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸や自然体験教室などの開催 ・NPO 法人や自然保護団体への貸し出し、および各団体間の連絡調整の場としての活用 	
<p>シャワー室 (地階)</p>	<p>公園を快適に過ごすサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団施設地区でのランニングやカヌー体験等の利用者の利便性を向上させるため、シャワーの利用を提供します。 	
<p>その他</p>	<p>放送設備の活用</p> <p>事務室内に設置された放送設備を活用し、利用者の呼び出しやトビ、有害虫などの注意喚起、地震や落雷などの災害情報を放送することで、利用者の利便性や安全性の向上に努めます。</p>	

やまなみセンター別館

やまなみセンター別館は、集団施設地区（公園等）への入り口に位置し、来訪者が最初に訪れる施設です。宮ヶ瀬湖周辺地域の施設、交通、観光、イベント、自然情報などの周辺地域情報の集約化を図り、来訪者に対して、集中的に発信することで、ワンストップ化を目指します。また、様々な来訪者の多様なニーズに応えるため、次の機能を設けて提供します。

<p>総合案内・ 利用申請受付</p>	<p>宮ヶ瀬湖周辺の『顔』となるおもてなし</p> <p>受付カウンターは、宮ヶ瀬湖畔地区のイメージづくりにおいて重要な役割を担うので、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけ、笑顔で対応します。</p> <p>情報共有、問い合わせ対応</p> <p>朝礼や連絡ノートを活用して、職員が常に最新の情報を共有し、利用者の多様なニーズに応じた適切かつ迅速な情報提供に努めます。</p> <p>3拠点や湖周辺の全体図、宮ヶ瀬周辺施設の運営状況、各種乗り物の運行状況・時刻表など、よく聞かれる情報を目立つ場所に掲示し、案</p>
--------------------------------	---

内業務の効率化を図ります。また、タブレット端末を常備し、来訪者の問合せに適切に対応します。

周辺施設、道路状況情報の把握

台風等の荒天時の周辺道路の通行止め情報や施設の利用制限など、刻一刻と変化する情報を収集し、最新情報の提供に努めます。

多様なコミュニケーションへの対応

聴覚障害者には、筆談マークを掲示し、コミュニケーションボードを活用して筆談で対応します。

外国人来訪者の利便性や回遊性を高めるため、館内で利用可能なフリーWi-Fiを運用します。財団が独自で運営するホームページに、英語版の宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップを掲載し、受付窓口にも配架します。

車椅子の貸出

高齢者や下肢に障害がある方が、施設間を移動し、公園内を自由に散策できるよう、車椅子を常備し貸出します。

予防、応急処置

有害虫であるヤマビルや蚊による媒介感染症を防ぐため、来訪者が自由に使える忌避剤や虫除けスプレー、ポイズンリムーバーを常備します。また、来訪者の怪我や急病に備え、AEDの設置、応急セットや冷却グッズ、水分・塩分補給グッズなどを常備します。

防犯対策

防犯上の観点から開館時には職員が巡回し、日常的に来訪者への声かけを行います。また、不審者侵入時の対策として、刺叉などの防犯グッズを常備します。

休憩コーナー (自転車の駅と レイクサイドピ アノ)

交流と憩いの空間

ロードバイク利用者の中継基地として周辺状況の提供や自転車の点検・修理ができるコーナー「自転車の駅」を設けます。また、グランドピアノやベンチテーブルを設置し、新たな交流と癒しの場を提供します。



クラフト コーナー

宮ヶ瀬の自然にふれる体験

自然豊かな宮ヶ瀬を実感できるクラフトコーナーを自主事業として運営します。材料は、公園内や宮ヶ瀬湖周辺地域に落ちている植物の種や実、間伐材、流木などを活用します。季節に応じたキットを製作し、来館者に楽しんでいただきます。



授乳室、幼児用 遊具

安全で楽しめる空間

やまなみセンター別館や公園には、お子様や乳幼児を連れた家族連れが多く来訪しますので、乳幼児の授乳室を設置し、利便性を高めます。また、雨天時にも来館者に楽しんでいただけるよう、安全性の高い遊具を設置した幼児用遊具コーナーを設けます。

<p>売 店</p>	<p>地域とニーズに寄り添うグッズ販売 売店を設け、やまなみグッズを紹介するとともに、地域で活動している作家の作品や工芸品などを販売し、来館者の土産購入のニーズに応えます。</p>	
<p>自然観察コーナー</p>	<p>宮ヶ瀬の自然、四季を発信 宮ヶ瀬の四季折々の自然や風景をパネルなどで展示します。館内中央付近に設置されたモニュメントでは、宮ヶ瀬に生息する野生生物を紹介します。</p>	
<p>地域イベントとの連携</p>	<p>基幹イベントへの対応 地域団体などが中心となって開催される基幹イベント（花火大会、クリスマスイルミネーション）時には、夜間まで開館を延長し、暖かい環境やトイレを提供するなど、地元と連携して地域の振興を図ります。</p>	

イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組

（宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内の施設を活用し、県民に自然とのふれあいの機会を提供する役割を踏まえ、県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。）

宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地

水源地域にある自然公園の美しい景観を保全し、県民に自然とのふれあいの機会を提供することで、自然環境への理解と地域の活性化等を目指して取り組みます。

<p>集団施設地区</p>	<p>スポーツ、遊び体験の場としての活用 芝生地は、各種イベントや、休憩、食事、散策などに利用されています。来訪者には、より楽しく過ごせるよう、ボールやバドミントンなどの遊具を用意します。</p>
<p>親水池</p>	<p>自然と親しむ場の提供 親水池の特性を活用した、自然観察やカヌー教室などのイベントを開催します。</p>

<p>野外音楽堂</p>	<p>活動発表の場 コンサート、演奏会、踊りなどの練習や発表会の場として活用していきます。</p> <p>雨天時の活用 遠足などで来園した団体に対して、雨天時の昼食場所としても提供します。</p>
<p>及沢 ビオトープ他</p>	<p>自然観察、体験活動場所としての活用 恵まれた自然を生かし、生物多様性に配慮しながら自然公園として適正に維持管理しています。また、園内の昆虫や動植物を対象とした自然観察会等が行われる際には、活動場所の提供や必要な支援を行います。</p>
<p>小中沢多目的 広場</p>	<p>生涯スポーツやイベントなど多目的に利用する場 芝生地に、自主事業として行うグラウンド・ゴルフ利用が可能な8ホールのコースを設置し、未病対策に役立つ生涯スポーツの場として活用します。</p> <p>また、舗装地はラジコンやキッズバイクなど各種イベントを行う場としても活用されるよう案内します。</p> 
<p>グラス スライダー</p>	<p>自然を体感するアトラクション 首都圏最大級の人工芝ゲレンデをそりで滑走するアトラクションです。ここでしか体験できない特別な魅力のある遊具であるため、体験者への広報活動を通じて集团施設地区全体の魅力を広めます。</p>
<p>小中沢駐車場</p>	<p>持ち込みイベントによる利用促進 利用料金施設として運営するとともに、駐車場の一部を活用した外部イベントの開催等により、新たな客層を取り込み、利用者の増加を図ります。</p>
<p>小川、じゃぶじゃぶ池</p>	<p>小川を活かした水遊びの場 夏には、水遊びの子どもたちでにぎわう小川やじゃぶじゃぶ池に、手作りのシャワーや噴水等を設置します。</p> 
<p>鳥居原園地</p>	<p>景観と憩いの空間づくり ドウダンツツジが階段状に植栽され、花や紅葉を楽しみながら園路を散策できます。宮ヶ瀬湖周辺地域で湖を見下ろす随一の景観が楽しめる場所であり、休憩場所として各所にベンチなどを設置します。</p>
<p>その他</p>	<p>子どもの遊び場 湖畔園地は家族連れなど子どもの来訪者も多いことから、グラススライダーやこどもひろば（アスレチック）、じゃぶじゃぶ池等の施設を周知するとともに広場で遊べる遊具を別館で用意するなど様々な遊びの場を提供します。</p>

ウ カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組

(カヌー場施設の特性を最大限活かした、競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技(ボート競技を含む)に対する県民への普及啓発についての企画・取組内容を具体的に記載してください。)

カヌー場

カヌー競技人口の拡大には、カヌーに触れ体験できる、多くの機会を提供することが重要です。当財団では、集団施設地区内にある親水池で初心者向けのカヌースクールを開催し技術を習得した利用者が本湖での競技者へとステップアップできるよう、集団施設地区(親水池)とカヌー場の一体管理の利点を活かした取り組みを推進します。

競技人口の 拡大

競技人口の拡大には、カヌー人口を増やすことが大切と考えています。そのため、3つの提供を行います。

カヌーを始めやすい機会の提供

～親水池でのカヌー初心者体験、カヌースクール～

集団施設地区内の親水池で初心者向けのカヌースクールを開催し、気軽にカヌーに親しみ、基本的な技術を身に付けていただく機会を提供します。

さらに宮ヶ瀬本湖のカヌースクールでは、カヌー技術のステップアップのため、経験者向けのカヌースクールを開催します。

手軽にカヌーができる道具や備品等の提供

～カヌー艇やライフジャケット等備品～

集団施設地区内のカヌーロッジ、県立宮ヶ瀬湖カヌー場の艇庫では、カヌー利用者の利便性向上のため、カヌーやパドル、ライフジャケット等の備品を提供します。



初心者も楽しんでいるカヌー利用情報の提供

～初心者体験状況をホームページ掲載～

ホームページ上では初心者向けの親水池カヌースクールの様子などの写真を掲載し、楽しく、安心・安全にカヌーが体験できることをPRします。

競技者の育成

競技会等への運営補助協力

カヌー場では、高校総体や国体の予選が開催されており、これらの大会は神奈川県カヌー協会によって運営されています。競技会の開催に際しては、安全管理に細心の注意を払い、運営補助として協力します。

競技団体への後援

カヌー場で開催されるNPO団体による競技会や一般向けのイベントについて、財団は支援します。

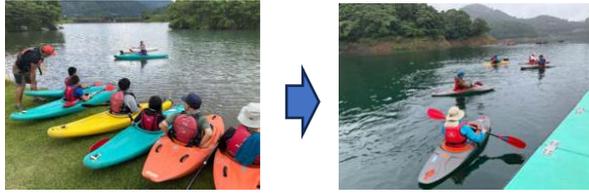
親水池と本湖の2つの施設を活用した育成ステップ

初めに、水深が浅く風の影響も少ない親水池でレジャーカヌーを体験し、カヌーに馴れるとともに、基本的な技術を身に着けます。

次に、本湖でレジャーカヌーに乗り、水深が深く風や波の影響が大きい本湖の環境下での操作できる技術を身につけます。

そして、競技用カヌーに切り替えて乗り、本湖での本格的なカヌー競技に取り組んでいけるようにします。

施設間を連携した育成ステップで競技者人口の拡大に努めます。



様々な競技者が手軽に利用可能な態勢

経験豊富な方から競技初心者などの様々な競技者に、相当な道具等を揃えなくても容易にカヌーが行えるよう、競技用カヌー等を貸し出します。

指導者の育成

競技人口の拡大や競技者の育成、県民への普及啓発の取り組みを行うためには、技術力のある指導者の育成が必要です。

カヌースクールにおいて、指導者の補助として参加し、指導の現場を体験するなど、育成の実践の機会を提供します。

また、NPO 法人と協力し、レスキュー講習会など、より高い技術の習得を目指す教室を開催します。

ホームページを活用した情報発信

財団のホームページに、カヌー場や親水池の施設概要、カヌースクール開催等のイベント情報、利用案内等を掲載し、広く情報発信して普及啓発に取り組みます。

小学校等への広報活動

カヌー利用者の拡大を目指し、県内の全小学校約 900 校へ利用案内を配布するなど、広報活動を積極的に行い、利用促進するとともに、スポーツとしての認知度向上を図っていきます。

レンタルカヌー事業・カヌースクール開催をととした普及啓発

カヌー場では、手軽に水辺の楽しさを体験できる機会を提供します。レンタルカヌー事業やカヌースクール開催、自然観察ができる E ボートのイベントなど、財団自主事業として行います。

レガシーの活用

県立宮ヶ瀬湖カヌー場は東京 2020 オリンピックのカヌー競技ブラジルチームの事前キャンプ地として利用されました。カヌー場内には、金メダルをとったブラジル選手のサイン入りパドルやライフジャケット、事前キャンプ時の写真等を展示することで、利用者など多くの人々に事前キャンプ地であった宮ヶ瀬湖カヌー場のすがたを周知し、利用促進につなげていきます。

また、1998 年神奈川国体の写真等展示や、利用団体が開催している大会、イベントなどの継続的な取り組みも紹介します。

公平な利用調整

多くの方々が公平に利用できるよう、利用調整を行います。また、財団と湖面利用団体間でイベント予定などを共有する「県立宮ヶ瀬湖カヌー場利用調整会議」を開催し、スムーズで公平に湖面利用されるよう努めます。

利用時の指導、助言

利用にあたっては、利用日の水位、気象、湖面状況などを把握し、利用者に適切なアドバイスを行うとともに、指導・助言を行います。

利用者への情報提供

当財団は、国のダム管理事務所から宮ヶ瀬ダムの管理支援業務を受託しています。湖を巡視し、危険箇所や自然状況を点検・報告しています。ここで得られたカヌー利用などに関わりの深い情報（流木やゴミなど）は、利用者にも提供し、安全で快適な利用を促します。

エ 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

(利用促進のために行う事業等の内容が施設の設置目的と合致し、サービス向上につながる取組内容を具体的に記載してください。)

自主事業

○多目的広場の活用（グラウンド・ゴルフ利用）

小中沢園地の多目的広場では、グラウンド・ゴルフを楽しむことができます。安全にプレイするための注意事項の説明を行い、初めての方でも気軽に体験できるように、用具の貸し出しやスコアカードの提供も行っています。



○レンタルカヌー事業

宮ヶ瀬湖の自然を湖面から直接感じてもらえるよう、カヌーの貸出しを行っています。

○カヌースクール・Eボート体験ツアーの開催

初心者が手軽にカヌー体験できるよう、「親水池」と「宮ヶ瀬湖」でカヌースクールを開催しています。多くの方にカヌー体験をしてもらうことで、競技人口の拡大や競技者の育成につなげ、カヌー競技の振興に努めます。

また、Eボート体験ツアーでは湖面からの自然観察をお楽しみいただけます。



○別館クラフトコーナー運営、グッズ販売

自然豊かな宮ヶ瀬を実感できるクラフトコーナーを運営します。材料は、公園内をはじめ宮ヶ瀬湖周辺地域の植物の種や実、間伐材、流木等を使用します。また、季節に応じたキットを製作し、来館者に楽しんでいただけるよう提案します。

売店を設け、地域で活動している作家の作品や工芸グッズ等を販売し、来訪者の土産購入のニーズに応えます。



オ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標施設利用者数を次の(ア)から(ウ)について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

(ア) やまなみセンター（本館・別館） 施設利用者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用者数	224,900人	229,300人	233,800人	238,400人	243,100人

(イ) 集団施設地区等

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
宮ヶ瀬湖集団施設地区	258,100人	263,200人	268,400人	273,700人	279,100人
(野外音楽堂)	760人	770人	780人	790人	800人
(ガラスタワー)	6,500人	6,600人	6,700人	6,800人	6,900人
鳥居原園地	204,500人	208,500人	212,600人	216,800人	221,100人

(ウ) カヌー場 施設利用者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用者数	5,300人	5,400人	5,500人	5,600人	5,700人



(2) 現状分析、課題把握

力 現状の分析や課題の把握

(第2期指定管理期間の運営について現状分析を行い、その上で課題を列挙し、その課題を解決していくための取組について、具体的に記載してください。また、令和8年4月以降、自己の取組について検証・改善していくような具体的な体制整備と、自己の創意工夫による事業成果等を報告できる体制について具体的に記載してください。)

第2期指定管理期間の運営について現状分析

第2期の指定管理期間においては、宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場の3施設を一体的に管理しました。各施設の設置目的、特徴、機能を活かしつつ、施設間の相互連携を図ることで、効果的かつ効率的な運営を実現しました。

3施設の一体的な利用	<p>カヌーを活用した事業での施設間連携</p> <p>集団施設地区の親水池を使用したカヌースクールで入門コースを終了した後、宮ヶ瀬湖カヌー場でレンタルカヌーなどを利用してカヌー技術の向上を図るなど、施設間の連携が円滑に実施できました。</p> <p>イベント会場としての施設間連携</p> <p>みやがせフェスタでは、園地内の花を巡る取組や3施設の様々な場所をフィールドに、多様なメニューで実施したことにより施設間の連携が図られるとともに、効果的な事業実施ができました。</p> <p>SDGsピクニックなどの大規模イベントでは、集団施設地区のけやき広場をメイン会場に、やまなみセンターを控室、救護所・休憩施設(トイレ、更衣室、シャワー)として活用するなど効率的な事業実施ができました。</p> <p>野外音楽堂やカヌー場は荒天時の緊急避難場所とし、集団施設地区内の小中沢駐車場を参加者の駐車場とするなど、一体的な利用が円滑に実施できました。</p> <p>自然資源を活かした施設間連携</p> <p>集団施設地区内にある多種多様な樹木の種子、園地内で伐採した枝、カヌー場で撤去した流木などの自然資源を集積し、やまなみセンター別館のクラフトコーナーで使用することで、楽しみながら自然学習を行う機会を提供しました。このように、異なる施設間の連携が円滑に実施できました。</p>
3施設の効率的な維持管理	<p>作業ノウハウ、資機材の共有による効率化</p> <p>年間を通じて、広大な面積の草刈り、除草、剪定、落葉の清掃、植栽、野生動物の糞の除去、除雪、豪雨後の小規模修繕などが発生します。3施設を一体的に維持管理することで、作業用資機材の共用や管理ノウハウの蓄積・活用が可能となりました。</p> <p>園地管理員による効率的な管理</p> <p>3施設の維持管理を一体的に実施することで、季節変動や気象状況、イベント計画に応じた園地管理員の機動的な配置や連携作業が可能となり、効果的かつ効率的な施設管理を実現しました。</p>
地域と連携した一体的な指定管理	<p>施設、観光資源、地域の魅力を発揮した事業連携</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺の3施設(宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場)では、指定管理業務のほか、</p>

ロードトレイン（ミーヤ号）、遊覧船（ミーヤ丸）の運行などを実施し、施設間での相互連携を図りながら宮ヶ瀬の魅力づくりに取り組んできました。

また、宮ヶ瀬ふるさとまつり（花火）やクリスマスイルミネーションなどについては、実行委員会と一体となり、来訪者に安全で安心して、楽しんでもらえる準備や多くの方に来訪してもらえる企画を検討するなど、地域の方々と一体となり事業を実施しました。これらは、3施設の一体的な指定管理により円滑に実施されています。

課題と解決への取り組み

課題① 来訪者数の増加

観光ダムとして日本一とされる宮ヶ瀬ダムですが、宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点の年間来訪者数は平成 19 年の約 198 万人をピークに、長期的に減少傾向にあります。宮ヶ瀬湖周辺 3 施設（やまなみセンター、集団施設地区、カヌー場）でも同様の減少傾向が見られます。第 2 期の指定管理期間の初年度令和 3 年度はコロナ禍であり約 90 万人と大幅に減少しましたが、令和 5 年度には約 142 万人と、コロナ禍前（令和元年度約 143 万人）の数字まで回復してきました。しかしながら、ピーク時にはまだまだ及んでいないことから、引き続き「来訪者数の増加」が課題となっています。

【解決のための取組】

Instagram や X（旧ツイッター）などの SNS を活用した広報活動、DMO 事業としての広域的なクーポン配布、企業や団体との連携による魅力的なイベントの実施など、様々な方法を通じて集客促進に取り組めます。

課題② 法人経営の改善

宮ヶ瀬湖周辺 3 施設（やまなみセンター、集団施設地区、カヌー場）の運営は、県の指定管理料に加え、遊覧船などの財団独自の収益事業や駐車場の利用料金収入を合わせて予算措置を行っています。しかし、来訪者数の減少に伴い、収入も減少傾向にあるため、「法人経営の改善」が課題となっています。

また、ロードトレインや遊覧船については老朽化が進んでおり、長寿命化の取組や新たなアクティビティについて検討する必要があります。

【解決のための取組】

集客イベントの実施による駐車場利用料の確保や乗り物共通券などの実施により、遊覧船、ロードトレインの収益確保に取り組めます。また、各種乗り物については、計画的な修繕等により長寿命化を図るとともに、運航体制の改善などを図りながら経費の削減を進めます。併せて、財団として一層の経費見直しを進めます。

課題③ 水源地域にふさわしい施設管理

宮ヶ瀬湖周辺施設の運営にあたっては、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきましたが、水源地域としての役割を踏まえ、引き続き、国・県・市町村、団体等との協力と連携のもと、県民の水がめとして重要な水源地域の理解促進のための啓発とともに、地域の活性化に努めるなど、「水源地域にふさわしい施設管理」が必要です。

【解決のための取組】

樹木の植樹や適切な剪定、清掃などを通じて自然環境や景観の維持・保全を図ります。また、野鳥や昆虫などの動植物の観察会、レイクスポート、各種イベントを開催し、来訪者が宮ヶ瀬の自然環境を楽しめるような取り組みを進めます。

検証及び改善のための体制、事業成果の報告体制

経営戦略会議	検証及び改善のための体制 財団運営および経営全般に関する状況の報告、原因や課題の検討、改善のための対応策や創意工夫については、財団の主要職員で構成される「経営戦略会議」において検討し、決定します。この会議では、指定管理に関する諸課題およびその改善策についても議論します。
施設長会議 本部会議	事業成果の報告体制 施設ごとの利用者数、遊覧船などの収益事業や利用料金施設の収入金額、主要イベントの運営状況について報告・検討するため、施設長会議・本部会議を開催します。この会議では、事業成果の報告およびその課題と改善策について検討し、決定します。

(3) 一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組

ア 3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組

(3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図るための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。また、新規イベントや民間事業者・団体等のイベントとの連携についても記載してください。)

利用促進のための企画・取組

3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図ります。

イベント関係

(1) 複数の施設を利用する財団主催イベント

3施設に加え、3拠点等の連携により、次のような利用促進の取組を進めます。

(詳細は後述)

- ① 通年・分散型イベント ～みやがせフェスタ～
- ② 大規模・集中型イベント
- ③ ツアー型イベント

(2) 複数施設を活用した利用者のステップアップ

集団施設地区内の親水池におけるカヌースクールで初めてカヌーに触れ、その魅力を知ることができます。さらに、カヌー場で開催されるカヌースクールに参加することで、カヌー技術の向上を図ります。



(3) 市町村・民間イベントの誘致

市町村や企業、外部団体に対して3施設の機能を積極的に広報し、3施設を一体的に活用した大規模イベントの誘致に努めます。



(4) 施設間の連携利用

園地で行うレイクスports体験や自然観察などのイベントでは、やまなみセンターの研修会議室を使用して事前講義を行い、その後、集団施設地区で体験会を実施します。

(5) 施設内の産物を別用途に利活用

やまなみセンター別館で運営するクラフトコーナーでは、園地内で伐採した枝やカヌー場で撤去した流木などの自然資源を再利用します。



(6) 地域イベントとの連携

クリスマスなどの基幹イベント時には、やまなみセンター本館と併せて別館も夜間に開館し、館内でクリスマス関連のイベントを開催して利用客の増加を図ります。別館は商店街の一角に立地しており、利用者も多いため、地域情報や3施設の利用方法などの情報を一元的に提供し、各施設の利用者増にもつなげます。



新たな集客促進策の企画・取組の発想や工夫は3つの視点で取組んでいきます。

(第5章に記述)

視点1 「3施設+3拠点+DMOエリア」の連携取組

視点2 「多様な関係者」との連携取組

視点3 今後着目される「環境」「健康」「教育」をテーマにした取組

施設関係

(1) 複数の施設の相互利用

集団施設区内での遊びやカヌーなどのスポーツの後に、やまなみセンター本館のシャワーを利用することで、施設間の相互利用による利用者の利便性を図ります。

このほか、やまなみセンター別館でもクラフトの受入れ等も行います。

(2) 雨天時や暑さ対策に屋内施設利用へのスムーズな変更

小学校などの遠足で雨に降られた場合、やまなみセンター本館の展望ホールや、やまなみセンター別館などを避難場所として利用することができます。

やまなみセンター本館及び別館を、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設として、来訪者や住民等が暑熱を避けるための滞在場所として開放します。

また、宮ヶ瀬湖カヌー場会議室を「かながわクーリングスポット」として提供します。

(3) 複数の屋内施設に効率的配置し利用連携

やまなみセンター別館の自転車の駅を利用者などは、やまなみセンター本館のシャワーを利用して疲れを軽減することができます。

来訪者に対して、別館の授乳室を案内し、利便性の向上を図ります。

イ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の自主的な企画事業の目標参加者数について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
自主的な企画事業参加者数	80,000 人	81,600 人	83,200 人	84,800 人	86,600 人

<設定の考え方>

宮ヶ瀬湖周辺地域では、様々な主体による事業が展開されています。例えば、清川村や地元商店街が中心となり、実行委員会方式で実施されるクリスマスイベントやふるさとまつり（花火）などがあります。一方、財団が主体となって行う自主的な企画事業としては、みやがせフェスタや SDGs ピクニックなどの大規模イベントや、自然観察会や体験教室などの小規模の企画事業があります。



事業内容としては、地域活性化事業として、宮ヶ瀬湖周辺の 3 拠点において、豊かな自然や季節を感じられる「みやがせフェスタ」や地域の活動団体と連携して行う「SDGs ピクニック」などの大規模事業の実施。また、郷土工芸や農林体験などを取り入れた小規模な体験教室の開催、水源環境理解促進事業として、流木や木の実を利用したクラフト教室や、宮ヶ瀬湖周辺地域に生息する動植物の観察会などを開催していきます。

自主的な企画事業

(ア) 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化事業

① 通年・分散型イベント ～みやがせフェスタ～

いつ訪れても楽しめる宮ヶ瀬をコンセプトに、四季折々の特色を生かし、年間を通じて宮ヶ瀬の自然や様々な体験を楽しめるイベントとして、みやがせフェスタを開催します。水源地域と都市部との交流促進や地域振興に繋げていく内容を盛り込み、開催します。

◇春「宮ヶ瀬花めぐり」4月～6月

=テーマ= さくら(宮ヶ瀬湖畔園地)、つつじ(県立あいかわ公園)、あじさい(鳥居原園地※相模原の市花はあじさい)と季節の花々と宮ヶ瀬湖3拠点を巡る花めぐり



宮ヶ瀬に咲き誇る季節の花々を巡っていただき、地域の周遊を促すとともに、宮ヶ瀬の魅力を再発見してもらうことを目的に実施します。

花の写真を投稿してもらう「ARフォト投稿」では、多くの方に写真を投稿してもらい、改めて、宮ヶ瀬の良さを知っていただく機会となっています。

また、地域の名産品を商品としたことから地域の名産品のPRにも繋がっています。

さらに地域イベントである「さくらまつり」や「つつじまつり」とのタイアップにより、多くの方々に宮ヶ瀬の魅力を知っていただく機会になっています。



◇夏「サマーアカデミー」7月～9月

=テーマ= 財団で開催している夏のイベントや施設での体験メニューに加え、周辺民間団体と連携し、体験イベントを学校風（アカデミー）にアレンジし、冊子を作成。イベント参加でスタンプを貯め、宮ヶ瀬にちなんだ景品をゲット



宮ヶ瀬湖で行われている様々なイベントを学校の授業に見立てて実施し、遊んで学べる企画となっております。たくさんの方々に参加していただいています。

イベント内容は多岐にわたり、墨の代わりに水で書いて乾くと消える「水習字」の授業のほか、理科は自然観察、体育はカヌースクールなどといったように、宮ヶ瀬の特色ある環境を生かした内容となっております。昆虫や里山の生物の学習やダム機能、役割なども学ぶことができます。

また、横浜銀行との連携による「はまぎんお金の教室」や地域の服部牧場との連携による「お仕事体験」など民間事業者との協力、連携により実施するイベントとなっております。



◇秋「みやがせオータムパーティ」10月～11月

=テーマ= 季節イベント、「ハロウィン」(10月)、「収穫祭」(11月)、「クリスマス」(12月) 等の人の集まりに「パーティ」(仲間・集いの意)



宮ヶ瀬ハロウィンとして、プロムナードステージを活用したステージイベントや商店街と連携した特別メニューの提供など、地域全体で宮ヶ瀬の資源や魅力を発信しています。

その他、鳥居原収穫祭などの地域イベント等とタイアップし、多くの方が宮ヶ瀬に訪れ、楽しんでいただけるよう様々な取り組みを行っています。



◇冬「宮ヶ瀬バレンタイン」12月～3月

11月下旬から12月では、地域イベントである宮ヶ瀬クリスマス等と連携した取組を進めるとともに、閑散期である2月には、バレンタインウィークを開催し、水の郷商店街との連携によるオリジナルバレンタイン限定メニューの提供やプロムナードステージでのパフォーマンス、メッセージボードの設置などにより、冬季の宮ヶ瀬に賑わいを創出しています。

屋外で楽しめる体験コーナー（マイ箸作り）



Happy Valentine's Day

開催日 2月11日(土)～11(火・祝)

coffeehousej

オーガニックで希少な高級ダージリンティーラテにチョコレートを入れました。しっとりダージリン、しゅかりチョコレートの調子が不思議と美味しい。

チョコレートダージリンティーラテ ¥680

Happy Valentine's Day

開催日 2月11日(土)～11(火・祝)

たっこ屋 絆

たっこ屋オリジナルアイス是非1度お召し上がりください!

新たな焼きアイスバレンタイン限定Ver. ¥500

Happy Valentine's Day

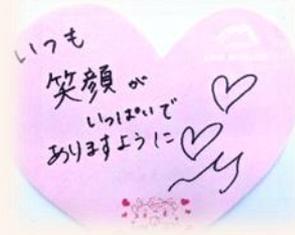
開催日 2月11日(土)～11(火・祝)

coffeehousej

苺とバナナとマシュマロチョコレートソース。間違いないやつ、お好みでディップして召し上がってください。

苺とバナナとマシュマロのチョコレートフォンデュ ¥850

ミニライブ音楽ステージイベント



・みやがせフェスタはこれまで実施した各イベントを利用者ニーズや社会動向も踏まえて検証し、スクラップ&ビルド等を行い、構成するイベント内容を成長・進化させていきます。

② 大規模・集中型イベント

水源環境の理解促進、地域活性化の推進として、宮ヶ瀬湖畔園地「けやき広場」などを会場に、多様な関係者が一堂に会する「大規模・集中型イベント」を開催します。

開催にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、宮ヶ瀬の美しい自然環境の中で、CSR（SDGs）事業に取り組んでいる周辺（近隣）の団体や民間事業者（団体等）と連携し、「健康づくり」「スポーツ体験」「環境教育」などのテーマを設けたイベントとします。

持続可能な開発目標（SDGs）設定例



ティラノサウルス運動会



電動キッズバイク体験



まき割り体験



フラダンス体験



ヤギのお散歩、ヒツジとふれあい

③ ツアー型イベント

宮ヶ瀬湖畔園地での自然体験や鳥居原ふれあいの館での薪割り体験のほか、服部牧場やダム監査廊の見学など、宮ヶ瀬周辺の観光資源や施設を巡るツアー型のイベントを実施します。

多くの方に宮ヶ瀬エリアや水源地の魅力を知ってもらう体験型のイベントとして開催し、参加者自らが「観光大使（アンバサダー）」となって、宮ヶ瀬の魅力を発信していただくとともに、再び宮ヶ瀬を訪れるリピーター客となってもらうことを目的に実施します。



④ 小規模事業

人と自然、都市と地域の交流に向けて、郷土工芸や伝統文化を活用し、地域観光協会やNPO法人、地域技能者と連携した効果的な事業を展開し、参加者が宮ヶ瀬を知るきっかけや、リピーター客となるような視点で事業を実施します。

(2) 水源環境理解促進事業

① 自然観察会等

実際に水源地を訪れ、自然と触れ合いながら、その重要性や水源地保全の必要性を学ぶ事業を実施します。講師は、周辺地域で活動する団体と連携して行います。

② 体験事業等

人と自然、都市と地域の交流に向けて、自然に触れることで水源環境の理解を促進する事業を集団施設地区で実施し、リピーターの増加を目指します。

また、イベント以外にも園地内で活動する学校やNPO団体などへの支援を行い、宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発や来訪を呼びかける広報活動も進めていきます。



(4) 広報、PR活動

より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

(事業内容や対象者等に応じた広報について、その手法や媒体、時期頻度等を具体的に記載してください。)

神奈川県をはじめ、国、周辺市町村、地元関係団体、各公共施設管理等と連携・協力し、周辺情報の集約に努めるとともに、ホームページやSNS、メディアの活用など、多様な広報媒体を効果的に活用し、宮ヶ瀬エリアの情報や魅力を発信します。

インターネットを通じた広報PR

財団ホームページ「ぐるり宮ヶ瀬」やインスタグラム、X(旧Twitter)などの「SNS」等の様々なツールを効果的に活用し、宮ヶ瀬周辺エリアの情報や魅力を幅広く発信します。

① ホームページ(ぐるり宮ヶ瀬)の活用

- 各施設の利用方法やイベント情報、乗り物の運行状況等、来訪する人にとって、必要な情報などを幅広く掲載し、来訪を促すとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

② SNS(インスタグラム、X等)の活用

- 現在の宮ヶ瀬の様子や四季折々の花の開花情報、地域の小規模なイベント情報など、宮ヶ瀬エリアの魅力をリアルタイムで発信します



インスタグラム



X(旧Twitter)



宮ヶ瀬愛ちゃんネル
宮ヶ瀬DMOエリア内の様々な観光スポットを舞台にドラマが展開

紙媒体等を通じた広報PR

チラシやポスター等の紙媒体は、パソコンやスマートフォンを持っていない人への重要な情報伝達手段であり、不特定多数の方の目に触れる場所に掲示するとともに、来訪者のデータ等を踏まえ、ターゲットを意識した場所へ掲示します。また、ガイドブックやパンフレットを作成し、施設や関係スポットに配架します。



宮ヶ瀬湖周辺ガイド・3拠点マップ

活動を通じた広報PR

横浜、川崎等の都市部でのPRや各地で開催される観光キャンペーン等に参加し、水源地域を保全する大切さや宮ヶ瀬湖周辺エリアへの来訪を呼びかけます。

また、幼児から高齢者まで人気のある宮ヶ瀬のマスコット「ミーヤくんとあいちゃん」も積極的に参加し、効果的な呼びかけを行います。



県庁舎公開イベント



水源地域キャンペーン
川崎競馬場



水源地域キャンペーン
川崎アゼリア

テレビ等のマスメディアを活用した広報PR

テレビや新聞等のマスメディアは、情報の信頼度が高く、多くの人に対し一斉に広く情報を伝えることが出来ることから、報道機関への記事提供を積極的に行います。

特にテレビは影響力が大きいことから、取材の協力やロケ地としての撮影については、積極的に協力し、宮ヶ瀬のPRに努めます。

テレビ

TBS ラヴィット! 「くっきー! パパの公園へ行こう」

グラスライダーなど 令和6年6月放映

TVK 「あっぱれ! KANAGAWA 大行進」 宮ヶ瀬湖畔園地など 令和6年6月放映

テレビ東京 高圧洗浄ヤベンジャーズ 「村をまるごと洗います」

宮ヶ瀬湖畔園地カヌーロッジなど 令和6年12月放映

テレビ東京 ドラマ撮影 「円谷プロダクション ウルトラマンシリーズ」

ラジオ

ラジオ日本 「よしもと囲碁将棋バラエティ イゴナマ 地域応援隊」 宮ヶ瀬特集
など

宮ヶ瀬湖周辺のPR用カレンダーの作成・販売・入賞作品展示

宮ヶ瀬湖周辺の美しい風景や人々の営みを撮影した作品を応募する「水と緑のふるさと発見写真コンテスト」の入賞作品をカレンダー作成し、販売します。入賞作品を宮ヶ瀬やまなみセンター等で展示します。



審査会の状況



歴年のカレンダー

(5) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握

ア サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

(利用者の意見・要望の把握やサービス向上に向けた反映への取組について、具体的に記載してください。また、苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について、事前の体制整備も含めて、記載してください。)

サービスの向上には、利用者のニーズを把握した施設管理やイベントの企画・運営、情報提供が重要です。日頃から利用者の動向に目を向け、やまなみセンター別館の総合窓口などでの対話やアンケートを通じてニーズを把握し、運営に反映させることでサービスの向上を図ります。

また、苦情を受けた際には、当財団の運営への貴重な意見として適切に業務に反映し、改善を図ります。

苦情・利用者ニーズの把握

項目	把握方法
来訪者との対話等	通常の接客や電話での対応によるもの
ホームページへの問合せ	財団が運営するホームページ等への問い合わせによるもの
アンケート調査（詳細）	イベント開催時に参加者へのアンケートによるもの
アンケート（簡易）	やまなみセンター本館・別館に常設したアンケートによるもの

ニーズの分類

把握したニーズを内容と対応する優先順位で分類し、実行に繋げていきます。

・ニーズの内容で分類

把握したニーズを内容によって、問い合わせ、意見、要望、苦情、称賛に分類します。

・分類されたニーズのうち、意見、要望、苦情は対応する順位で分類

優先順位	内容
直ぐに	怪我等に繋がる恐れがあり緊急で対応する必要があるもの
できるだけ早く	財団で対応、実施できるもの
検討が必要	県所管課に報告、相談し対応を決定するもの等

ニーズへの対応・業務改善

把握したニーズのうち、意見、要望、苦情について財団で個別に分析、評価、検討し、優先順位、対応方法等を決定し、業務改善に反映し実行します。

苦情については、内容や事実を確認し、先延ばしせず出来るだけその場で解決します。

苦情、トラブル発生時の対応

苦情に対しては、職員が内容や事実を確認し、その場で迅速に対応するよう心がけ、改善策を講じて管理運営に反映します。その場での判断が困難な事案については、財団全体で検討し、必要に応じて県所管課へ報告・調整を図ったうえで対応します。

苦情に対する対応手順

①お詫び

☆相手の心情を理解し、不快にさせたことをお詫びした上で、内容をよく聴きます。迅速に対応し、相手の気持ちを静めます。

②問題の「原因・事実確認」

☆冷静に現場確認や質問などで事実関係を確認し、状況を把握します。面談の場合は、2名以上の職員で対応し、正確に記録を取ります。

③解決策・代替策の提示

☆利用者の立場に立って苦情の解決策を提示し、納得していただきます。利用者の要求に応えられない場合は、相手の心情を考慮しながら「分かりやすく」理由を説明し、代替案を提示するなど、粘り強く対応して納得のいく解決策を見出します。不当な要求に対しては毅然と対応します。

④ご意見に対する感謝

☆相手に非がない場合には「お詫びと感謝」を伝え、苦情は記録に残して財団内で情報を共有します。

対応結果の報告、情報の蓄積

来訪者数や利用数を統計的に記録し、問い合わせ件数と内容を毎月把握して財団内で共有し、トラブルの未然防止や業務改善に活用します。問い合わせ状況については毎月、アンケート調査については四半期ごとに取りまとめて県に報告します。

要望・苦情への取組の見える化

利用者から寄せられた要望や苦情への対応について、ホームページ等で見える化を検討し、さらなる意見や要望の収集につなげていきます。

事業等への反映

利用者ニーズ・苦情は、内容（発生日時、申立者、苦情内容）と対応結果（検討内容、対応処理）をデータベースとして整理分析し必要な対策を講じます。職員ミーティングで分析結果に基づき、必要な改善、翌年度の管理運営計画への反映を検討します。効果が見込め、実現性のあるものは、実施していきます。

意見要望等を活かした取組例

- ・ カヌー場における当日の利用状況の見える化
利用団体からの要望を受け、カヌー場の当日の利用状況（利用者名、時間等）を明示したボードを設置し、利用者間の調整や湖面利用の利便性向上に繋がりました。
- ・ 園地内木製ベンチの更新
園地内において、木製ベンチが老朽化により破損、ささくれ等が目立つことから、擬木ベンチへの更新をすすめ、利用者の怪我防止やベンチの長寿命化に繋がりました。
- ・ 間伐材の活用
公園内で発生した間伐材を薪等に再利用していただけるよう、短くカットし配布しました。
- ・ 3拠点マップの見直し
鳥居原園地やあいかわ公園までの距離や移動時間の問い合わせが多いことから来訪者に施設の概要を案内するための「3拠点マップ」を見直し、構成を見やすくするとともに、他の拠点への距離や移動時間がわかる形にリニューアルしました。

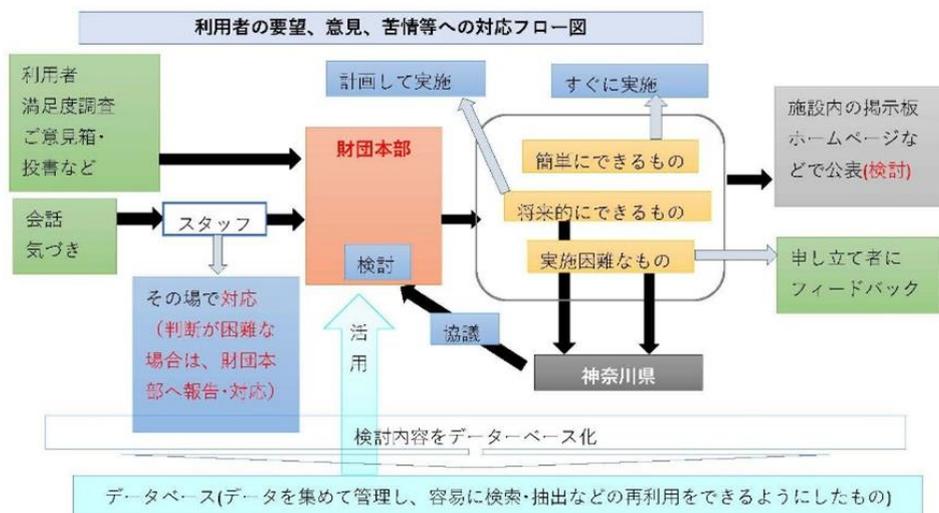


スキルの向上

財団が作成した「宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる方々への接客ガイド」を研修で活用し、OJTを通じて接客教育を行うことで、職員のスキル向上を図ります。

接客の心構え

職員はおもてなしの心を持ち、親切、丁寧に笑顔で対応します



イ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、 コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針

(施設の特性に応じて、外国人や障がい者、高齢者等多様な利用者に対応できる体制の整備や研修・講習の実施に向けた取組方針について、具体的に記載してください。)

宮ヶ瀬湖周辺には、様々な方々が来訪されます。散策を目的とする高齢者も多く、近年では外国人観光客も増加しています。来訪者の利便性を向上させるため、次のような対応を推進します。

外国人来訪者への対応

外国人観光客の利便性向上を図るため、やまなみセンター本館・別館にフリーWi-Fiを設置します。また、財団が独自に運営するホームページに英語版「宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップ」を掲載し、受付窓口でも配布します。さらに、コミュニケーションボードやタブレット端末を活用して円滑な対応を推進します。

障がい者、高齢者等への対応

障がい者や高齢者の意向を尊重し、特性や場面に応じた合理的配慮を行います。県が実施する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を受講するなど、職員の接遇技術向上を図ります。

また、高齢者や下肢が不自由な方が各施設や公園内を散策できるよう、やまなみセンター本館・別館やカヌー場に車椅子を常備し、貸し出しを行います。

さらに、やまなみセンター本館・別館の受付には老眼鏡やルーペを設置し、筆談マークを掲示します。コミュニケーションボードやタブレット端末を活用して円滑な対応を推進します。

ウ 神奈川県手話言語条例への対応

(施設の特性に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習の実施に向けた取組方針について、具体的に記載してください。)

聴覚障がい者が安心して利用できる環境を整えるため、神奈川県手話言語条例や神奈川県手話推進計画の目的を理解し、手話および聴覚障害者についての理解を深めるための障害者理解促進研修を開催します。また、手話技能検定合格者の職員の配置にも努めます。

(6) 利用料金

利用料金の設定、減免の考え方

(条例に基づく適切な利用料金の設定及び減免の考え方について、記載してください。)

やまなみセンター

○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
研修会議室 1	1 時間につき 300 円	1 時間につき 500 円
研修会議室 2		
研修会議室 3		

近隣の類似施設との均衡を図るために 300 円とします。

○減免

国、県、市町村および公共的団体が水源地域の自然保全および活性化を目的とした催しなどを行うために利用する場合、指定管理者が利用する場合、指定管理者が特に必要と認める場合は、利用料金を免除できるものとします。※利用料金の減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



野外音楽堂

○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
野外音楽堂	1 時間につき 500 円	1 時間につき 1,100 円

当施設は野外に立地しながらも、電気・水道・トイレ・控え室などの設備が整っていますが、利用しやすい料金 500 円とし利用を促進します。

○減免

国、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体が、県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養、及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資することを目的とした催し等を行う場合及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は免除できるものとします。

※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



駐車場

○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
小中沢駐車場	普通自動車 1台1回につき 500円	1台1回につき 1,500円
	大型自動車 同 1,500円	同 2,500円

近隣にある清川村村営駐車場との均衡を図り、清川村と協議しながら、上限金額の範囲内で時間、曜日、イベント時の料金を調整します。

また、緑化協力金についても継続します。



○減免

国・県・周辺市町村・神奈川県内広域水道企業団が水源地域の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。障害者が利用するとき等は免除。

財団の出資団体又は県内の前記市町村を除く県内の市町、一部事務組合若しくは公共的団体が水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき等は2分の1に減額。

理事長が特に必要と認めるときは減免することができる。

※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。

グラスライダー

○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
グラスライダー	30分につき 500円	30分につき 600円

近隣の類似施設の料金や滑走の所要時間を考慮し、料金を30分500円とします。



宮ヶ瀬湖カヌー場

区 分		単位	設定料金	利用料金の 上限額	
艇庫	艇長 5 m未満の カヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満	1 日	60 円	60 円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満	1 月	1,530 円	1,530 円
		利用の期間が 1 年の場 合	1 年	15,980 円	15,980 円
	艇長 5 m以上 1 0 m未満の カヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満	1 日	110 円	110 円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満	1 月	3,070 円	3,070 円
		利用の期間が 1 年の場 合	1 年	31,950 円	31,950 円
	艇長 1 0 m以上 のカヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満	1 日	170 円	170 円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満	1 月	4,320 円	4,320 円
		利用の期間が 1 年の場 合	1 年	47,370 円	47,370 円
カナディアンカヌー 及び カヤック	1 人乗り	2 時間	200 円	200 円	
	2 人乗り	同	400 円	400 円	
	4 人乗り	同	810 円	810 円	
会議室		1 時間	1,340 円	1,340 円	
研修室 1		同	250 円	250 円	
研修室 2		同	250 円	250 円	

近隣の類似施設の料金との均衡がとれた料金設定とします。

○減免

利用料金の減免対象	利用料金の減免額
○神奈川県が保管する艇及び実施する行事 ○指定管理者が保管する艇及び実施する行事	免 除
○学校がスポーツ振興及びクラブ活動のために保管する艇並びに実施する行事 ○市町村がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事 ○特定非営利活動法人がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事 ○公共的団体がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事	1 / 2 の額に減額
○その他、理事長が特に認める場合	1 / 2 の額に減額

4 事故防止等安全管理

(1) 事故防止等安全管理

ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

(宮ヶ瀬湖周辺施設の利用者や、各種事業の参加者の怪我等の事故防止のための取組について、マニュアル作成や職員研修の実施、有資格者の配置等の体制整備を含め、具体的に記載してください。)

宮ヶ瀬湖周辺施設では、様々な事故が想定されるため、事故発生時の対応や再発防止策の構築が必要です。しっかりとした安全管理体制を構築し、日常の安全管理に努め、安心・安全な利用を目指します。

また、当財団では、常務理事を総括安全衛生管理者とし、施設課長を安全推進者として、職場環境および作業方法の改善、職員の安全意識の啓発および安全衛生教育を担当し、事故防止に努めています。

想定される事故の種類及び事故への対応	<p>想定される事故の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・施設破損による怪我、法面・階段・山道からの転落や遭難・イベント等への参加では、使用器具による怪我・有害虫、トビ、野生生物による被害・熱中症等・カヌー、ボートの転覆 <p>事故への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・マニュアルの整備・早急な処置（連絡、応急措置、救護等）、施設の補修・AEDの設置・巡回警備 <p>再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none">・職員研修、訓練・連絡系統のPDCA・注意看板の設置・利用者・参加者への注意喚起・ヒヤリハット事例の蓄積・活用・経口補水液・瞬間冷却剤、害虫忌避剤・ポイズンリムーバーの常備
その他留意事項	<p>パトロール、警備設備での事故防止</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺施設の敷地内をパトロールし、禁止行為や不正利用の防止に努めます。</p> <p>特に建物には機械警備設備を設置しており、休場日・開場時間外も不法侵入や火災などの早期発見に努め、被害の防止等を図ります。</p> <p>さらに、やまなみセンター閉館日等にはパトロールを外注委託し安全確保等にも努めます。</p> <p>イベント時の事故防止</p> <p>イベント時の事故防止については、マニュアルに則してイベント内容や規模に応じて関係機関への連絡や医療スタッフの配置などを整備し対応します。</p>

雷警報器を活用、連携した事故防止

当財団が管理運営している県立あいかわ公園に設置されている襲雷警報機を活用し、宮ヶ瀬湖周辺での雷雲発生を監視しています。事故防止のため広場の利用者や湖面でのカヌー利用者などの屋外の利用者に対して、状況に応じて速やかに避難するよう案内を行います。

野生動物への対応

園地内にシカや猪などの野生動物が出没することがあるため、マニュアルを作成して、園内放送や巡視、近隣への情報提供など、初期対応を迅速に行います。

ヤマビルへの予防策

登山道の入口や山裾部分にはヤマビルが生息しているため、被害防止策として落ち葉の清掃を行っています。さらに、予防のためにヤマビル忌避剤を常備します。

熱中症特別警戒情報への対応

清川村との協定に基づき、気候変動適応法に従って、本館およびミーヤ館を指定暑熱避難施設として開放します。これにより、来訪者及び住民等が暑熱を避けるための滞在場所として利用できます。

災害対策本部（連絡体制及び初期対応）

当財団が策定した「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に基づき、防災組織と責任者を明確にし、行動基準を設定します。また、関連機関と連携して迅速に対応できる体制を確保します。

広報で注意を呼びかけるとともに、各施設に経口補水液や瞬間冷却剤を準備します。

- ①宮ヶ瀬湖集団施設地区では、緊急事態発生時には、理事長を総括責任者として財団本部（宮ヶ瀬やまなみセンター本館）に災害対策本部を立ち上げ緊急時対応体制をとります。

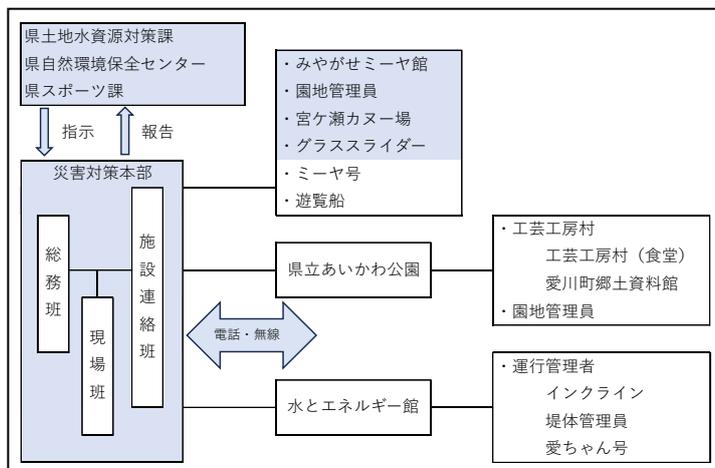
- ②非常事態が想定され、県から指示があった場合を含め、状況に応じて待機の体制を取ります。

○設置時期

①緊急時の体制

【宮ヶ瀬ダム周辺に震度5弱以上の地震その他の大災害発生時】

- ・財団本部に災害対策本部を設置します。
 - ・時間外に災害が発生した場合、清川村、愛川町、相模原市緑区在住の職員は、自宅及び家族の安全を確認した上で、速やかに参集し情報収集を行います。
- なお、その他の職員についても可能な限り参集するものとします。



②事故時の体制

- ・事故が発生した場合には、理事長の判断で事故対策本部を設置します。理事長不在時には職制最上位のものが判断します。

○設置場所

①緊急事態時の災害対策本部設置場所

- ・県立宮ヶ瀬やまなみセンター本館事務室に災害対策本部を設置します。
(やまなみセンターが使用できない場合は、けやき広場に設置)

○連絡体制

①災害対策本部（やまなみセンター本館）

より集団施設地区、カヌー場等の宮ヶ瀬湖周辺3拠点に連絡します。

②施設毎に情報を取りまとめ連絡します。

③施設、公園内の状況については、適宜パトロール等を行い、県に報告します

○初期対応

宮ヶ瀬湖集団施設地区をはじめ、当財団が管理する3拠点（宮ヶ瀬湖集団施設地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）での事故や災害の発生時には「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」の「初期対応一覧」に基づいて応急処置、初期消火、避難等の初期対応をします。

1. 初期活動一覧表

応急救護	職員による応急措置 医療機関への搬送	(1) 職員による応急手当を実施する。状況によりAED持参 (1) 119番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合は、財団車により最寄りの病院へ搬送する。 搬送先病院：津久井赤十字病院 042-784-1101 厚木市立病院 046-221-1570 愛川北部病院 046-284-2121
初期消火	火の始末 初期消火	(1) 地震発生後、建物内の火気使用場所を点検する。 【点検場所】 ・やまなみセンター2階 厨房 1階 給湯室 ・その他 地階 ガス (1) 火災を発生した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくなってからに初期消火に努める。 (消火器、消火栓、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導 避難場所	(1) 避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 (2) 外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。 (1) 宮ヶ瀬 火災時、地震時は、第1避難場所 けやき広場に避難する。 指定緊急避難場所・指定避難所 宮ヶ瀬小中学校 (2) 鳥居原 火災時、地震時は、第1避難場所 鳥居原庭園に避難する。 指定避難所 鳥屋学園(旧鳥屋小学校) (3) ダムサイト 火災時、地震時は、第1避難場所 右岸広場(水エネ側)、あいかわ公園子供広場に避難する。 指定緊急避難場所 あいかわ公園パークセンター (4日以降)指定避難所 愛川町半原小学校 地震時は、まず、自分の身の安全を図る。
非常持ち出し		・非常用ナップザックを準備し、次のものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、職員名簿等
大地震発生時の落ち合い場所		・宮ヶ瀬やまなみセンターも使用できなくなるような壊滅的な大被害をもたらす大災害時には、第1避難場所を落ち合い場所として指定しておく。(職員全員に周知を徹底しておく) ・落ち合い場所などの変更や落ち合い場所など集まることのできない場合は、「災害用伝言ダイヤル1711」を利用する。
来訪者へ道路状況等の情報提供		・周辺地図に道路状況を落とし込み、ラジオ放送、公的機関からの情報収集に努め来訪者に情報提供を行う。 ・園内放送及び掲示板等による周知する。

避難誘導等

○避難誘導

宮ヶ瀬湖集団施設地区から約1km(徒歩約15分)離れた旧宮ヶ瀬小学校、鳥居原園地からは、約1km(徒歩15分)離れた鳥屋学園までのルートを避難誘導経路として定め、経路の状況を日頃から把握し、職員間で情報を共有します。

災害時には、まず利用者に現在の状況を説明し、今後の行動について理解していただいた後、職員が広域避難場所である旧宮ヶ瀬小学校、鳥屋学園まで誘導します。



- ・避難にあたっては、経路の安全を防災機関等に確認した後に誘導します。
- ・職員は、利用者の安全を確保しながら落ち着いて行動するように促します。
- ・経路には河川や橋、坂道があります。危険と判断された場合は園地内に待機します。

○公園の利用制限を考慮した連絡方法

「台風、地震時の事前及び事後対応マニュアル」に基づいて対応します。

①利用制限

公園内の状況や公園までのアクセスルートの状況を把握し、状況に応じて速やかに災害への対応を行うとともに、利用中止等の利用制限等の対応に当たります。

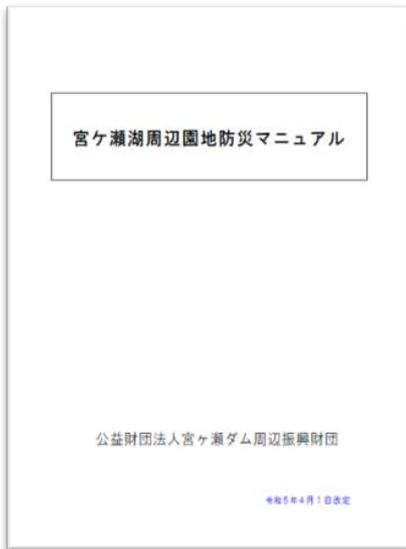
- ・施設の利用制限については、緊急連絡体制により、各施設に連絡します。

台風、地震時の事前及び事後対応

(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団					
項目	事前	事後	担当課		
1 園地	(1)湖畔	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(2)鳥居原	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(3)あいかわ公園	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
2 遊歩道	(1)水とエネルギー館	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(2)やまなみセンター	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(3)ミーヤ館	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(4)工芸工房村	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(5)遊覧船	船	もやい風の確認、補助ロープの対応	破損等の確認	企画振興課
		発着船台	水位が急激に上昇(3m)しても良い対応	発着等に障害のある流木等の除去	
(6)インクライン	ケーブル	支柱等飛散するものの整理	ケーブル等、障害物有無の確認	企画振興課	
	ロープウェイ	支柱等飛散するものの整理	ケーブル等、障害物有無の確認		
3 遊歩道	(1)ダム遊歩道(真名金ゲート)	樹木	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
	(2)水とエネルギー館への遊歩道	コース	ワイヤーをゆるめる	水位に応じ調整	施設課
		モーターボート	係留ロープの確認	破損等の確認	
	(3)中津川取水口	橋	水位上昇しても良い対応	破損等の確認	施設課
		樹木、構造物	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認	
4 ダム関係	(1)ダム運休点検	樹木	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認	施設課
		建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認	
(2)ダム湖畔遊歩	樹木	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認	施設課	
	建物	施設、とい等の確認	外周、ガラス等破壊状況確認		
(3)中津川取水口	橋	水位上昇しても良い対応	破損等の確認	施設課	
	樹木、構造物	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認		

※ 地震については、震度4以上の場合、事後対応を実施

関係機関連絡	連絡先
県	土地水資源対策課
市	やまなみセンター、ミーヤ館
自然環境保全センター	湖畔、鳥居原園地
スポーツ課	カヌー場
厚木土木事務所	あいかわ公園、工芸工房村
ダム管	ダム関係



イ 災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む）

（事故・不祥事等の発生時や指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の認知時に、県及び地元自治体等への報告を速やかに行うような体制整備の他、事故発生時等に対応マニュアルや避難マニュアル等により外国人や障がい者、高齢者を含む利用者の避難を迅速に行う等、安全面の確保を確実にすることが可能な体制の整備について分かりやすく記載してください。）

- 宮ヶ瀬湖周辺施設を安心してご利用いただくためには、事故を防ぐための日常点検や安全管理体制の整備はもちろん、万が一緊急事態が発生した場合には迅速かつ適切な対応を取ることが極めて重要です。
- そこで、財団では、「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に基づき、事態に応じた緊急連絡体制を整備し、職員への周知や訓練を実施しています。さらに、毎年、職員が普通救命講習を受講しています。また、台風、落雷、積雪、凍結、鳥獣被害、地震など、さまざまな事態を想定し、利用者の安全を最優先とした緊急事態発生時の対応を整備しています。
- たとえば、宮ヶ瀬湖周辺では、シカやイノシシなどが頻繁に出没します。まれにクマの目撃情報もあります。そこで、財団独自に「野生生物対応マニュアル」を整備し、利用者の避難誘導や施設の閉鎖などの初動対応、関係機関への通報手順を定めています。また、トビが利用者の食物を狙うような場合には、園内一斉放送などで注意喚起を行います。
- また、近年地球温暖化がもたらす異常気象は激甚化・頻発化している中、宮ヶ瀬湖周辺は、平地と比べて気象が厳しい傾向にあります。雷雨、積雪、凍結、強風などにより、利用者の安全確保が懸念される事態が発生した際には、避難誘導、イベントの中止、施設の閉鎖などを迅速に実施します。必要に応じて、重機による除雪や融雪剤の散布なども行います。
- さらに、緊急事態発生時に外国人、障がい者、高齢者が円滑に避難できるよう、「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」を見直し、やさしくわかりやすい日本語での声掛け、全施設に常備した車椅子による避難補助、バリアフリーな避難経路の確保、園地内の案内表示への英語併記、職員に対する手話研修などを進めます。

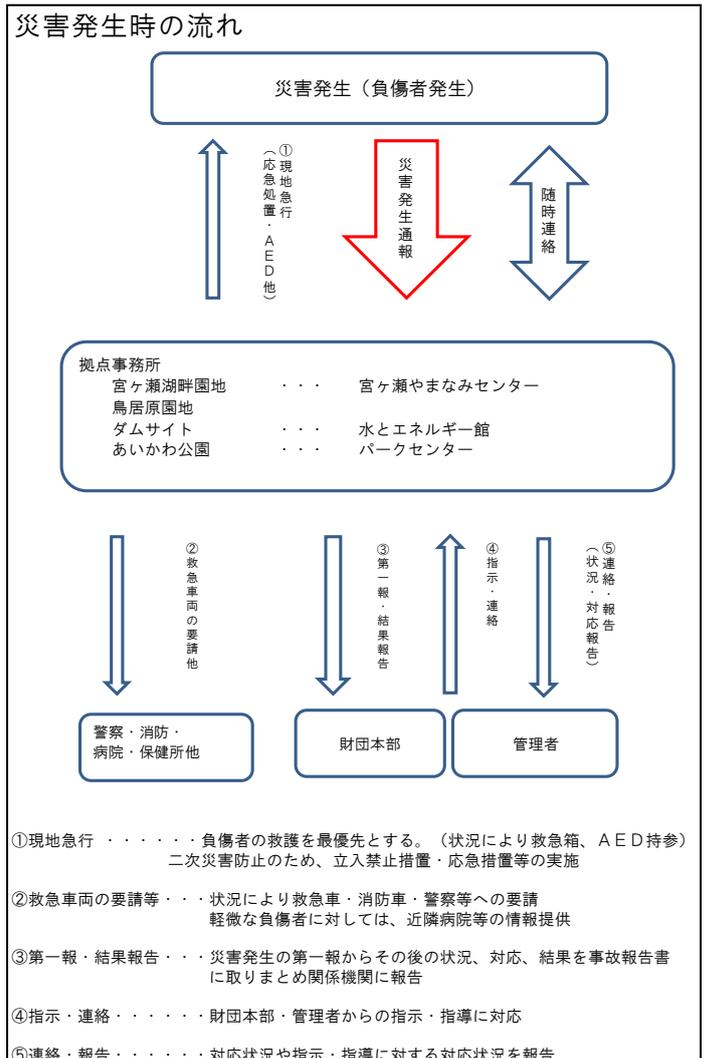
ウ 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）

（救急救命士等の配置や救命に対する職場研修等、救急救命に関する取組について、具体的に記載してください。）

- 急病人が発生した場合、「事故や災害発生時の緊急時の体制及び初期対応」に準じて対応します。
 - ・職員による応急手当を実施します。
 - ・急病人の依頼を受け、救急車を要請し、医療機関への搬送を行います。

- 夏には熱中症になる人が増えるため、財団では熱中症のリスクが高い日に利用者に広報で注意を呼びかけます。また、各施設に経口補水液や瞬間冷却剤を準備します。
- 財団職員の急病も懸念されるため、単独勤務箇所については、10時、13時、16時の1日3回、財団本部に無線で定時報告を行い、職員の安全確認をしています。
- 急病人が発生した場合、急病人の容態を消防署に連絡し、安全を確保します。その後、消防署の指示に従い、処置を行います。
- 当財団では、厚木市消防本部に要請して救急救命講習を実施し、ほとんどの財団職員が資格を取得しています。

また、事務室や AED 設置箇所にマニュアルを掲示し、常時確認できる体制を確保しています。



エ 水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考 え方

(水難事故等の緊急事態を想定した訓練について通年での回数等具体的に記載してください。)

水難事故の対応

宮ヶ瀬湖カヌー場では、カヌー漕艇中の浸水・沈没や、湖面への無断立入による事故が想定されます。これらの事故を防止するために、湖面状況の情報を周知し、カヌーの取扱いに関する注意点を指導します。また、湖面への進入口にある門扉の施錠を徹底します。

- 当財団は、「宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書」を相模原市および厚木市と締結しています。この協定に基づき、市町村の要請に応じて、船舶や水難救助資材の貸し出し、操船職員の派遣などを行います。
- 宮ヶ瀬湖における水難事故としては、カヌーやボートの転覆、遊覧船の事故、釣り人の転落などが想定されます。事故が発生した場合、船舶免許を所有する財団職員がカヌー場に係留してある作業艇等を操船し、現場に急行して消防署等と協力して対応します。

なお、当財団には本部に小型船舶免許資格者が5人おり、他の業務でも9人の資格者を確保しているため、緊急時の対応を速やかに行うことができます。

宮ヶ瀬湖遊覧船事故合同訓練の実施

国土交通省、地域の警察・消防、財団等による、遊覧船事故合同訓練および水難救助合同訓練を隔年で実施し、緊急事態に備えます。当財団が所有する遊覧船での出火を想定した救出、避難誘導、初期消火、消火活動などの訓練を行います。



遊覧船事故合同訓練・水難救助合同訓練の様子
令和5年10月17日 宮ヶ瀬湖 鳥居原園地栈橋付近

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 市町村、関係団体等との連携・交流等

ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流

(地元市町村、地域関係団体及び事業者等との協力体制の構築や連携・交流により、地域の実情に即した運営を行うことで、利用者サービスの向上に結びつける取組について、具体的に記載してください。)

当財団は、宮ヶ瀬ダム建設以来、ダム関連施設の管理運営に携わってきました。地域振興・活性化、環境保全、防災などの分野で、地域や周辺市町村、団体、関係機関と幅広く密接に連携し、高度で広域的な視点から管理運営を行っています。

地域・地元市町村との連携・交流等	<p>理事会</p> <p>清川村をはじめとする宮ヶ瀬湖周辺市町村（清川村長、愛川町長、相模原市副市長、厚木市副市長）等で構成する理事会を開催します。</p> <p>評議員会</p> <p>県や関係市町村議会議長、金融、交通、水利等の企業・団体関係者等で構成する評議員会を開催します。</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議</p> <p>地域連携 DMO として、宮ヶ瀬湖周辺市町村をはじめ連携する 44 の事業者で構成する宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議の随時開催。事業者等が参加するワーキング部会や国、県、市町村の実務担当者による行政部会の開催により、具体的な連携協力関係を構築します。</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺地域活動団体交流会</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点に関わり活動をする方や団体関係者等の交流の場の設置。情報の共有とともに、様々な関係者が一体となるよう連携協力の輪を拡大します。</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会</p> <p>国、県、周辺市町村と連携し、宮ヶ瀬湖周辺の良好な地域づくりを一体的かつ計画的に推進するため、環境保全、施設整備、管理および地域活性化の推進を図っています。そのために、首長級を構成員とした「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会」などを設置し、周辺地域と連携して課題の抽出と解決や連携効果を発揮する事業展開を図ります。</p>
地域・地元住民等との協力体制	<p>イベント・地域行事への参加協力</p> <p>地域や地元と協力し、「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」「宮ヶ瀬ふるさとまつり」「あいかわ公園つつじまつり」などの大規模なイベントや地域行事に積極的に関わり、良好な協力体制を構築します。</p> <p>住民との交流</p> <p>地元の神社の祭礼行事や体育祭に自治会と協力し、財団職員が参加し、地域の方々との交流を深めます。</p>

防災における 地域との連携

一時避難場所

災害情報の共有や災害発生時の一時避難場所として、周辺施設を活用し、被災者の受け入れを行います。

指定暑熱避難施設

清川村との協定により、やまなみセンター本館及び別館を、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設として、来訪者や住民等が暑熱を避けるための滞在場所として開放します。

また、宮ヶ瀬湖カヌー場会議室を「かながわクーリングスポット」として提供します。

他の宮ヶ瀬湖 周辺施設との 連携・交流

相模川水系広域ダム管理事務所との連携

～周辺施設管理、地域活性化に向けた連携～

国の施設である宮ヶ瀬ダムの維持管理を行っている管理事務所とは、歴史的かつ多面的に関わりがあります。

相互に携わる周辺管轄施設の運営では、カヌー場や集団施設地区の安全点検などを協働して行います。

地域振興や活性化の観点からは、地域の魅力向上に連携して取り組んでいます。近年では、ダム内部への日本酒貯蔵や地域団体等の視察をはじめ、交流やメディアへの広報取材などに連携協力します。

あいかわ公園との連携

～指定管理施設、拠点施設としての連携～

あいかわ公園は愛川町のダムサイト地区に位置し、県立都市公園として年間40万人以上の集客があります。当財団が指定管理者として管理運営を行っており、3拠点の施設として連携・協力しながら業務を実施します。

また、ロードトレイン「愛ちゃん号」と「インクライン」を財団が運行し、あいかわ公園との連絡性を高めます。

宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館との連携

～管理運営施設、情報施設としての連携～

宮ヶ瀬ダムの役割や水資源の重要性を啓発・広報する国の施設です。当財団が管理運営を行っており、財団の目的の一つである環境保全の方向性にあわせて、情報を共有し、相互に利用者に紹介するなど協力します。

鳥居原ふれあいの館との連携

～相模原市指定管理施設、拠点施設としての連携～

鳥居原ふれあいの館は、「鳥居原園地」に隣接する相模原市の農林産物直売所ですが、地元の農林産物や加工品、工芸品の売り場のほか、食堂、研修室が備えられており、多くの方が訪れる鳥居原園地の中核となる施設です。

これまでもイベントの一部を協力して実施してきましたが、さらに連携を強化し、共同して事業を実施することにより、宮ヶ瀬湖への集客促進や地域の活性化に取り組んでいきます。

イ ボランティア団体等の育成・連携

(指定管理業務に関わりのあるボランティア団体等を育成するとともに、連携を図り、利用者サービスの向上に結びつける取組について、具体的に記載してください。)

カヌー関係団体との連携	<p>生涯スポーツの普及及び環境との共生の実現に寄与を目的としたカヌーに関わる地元NPO法人に、自主事業として開催しているカヌースクールにおける指導の委託やレイクスportsでのレスキュー講習会などを連携して実施するなど利用者サービスの向上につなげる取組を行います。</p> <p>また、カヌースクールにおいては、NPO法人の会員も補助員として参加して指導現場を体験するなど、指導者育成の実践の場としても活用します。</p>
クラフト体験における関係団体との連携	<p>やまなみセンター別館（みやがせミーヤ館）では、クラフト体験で「森のえんぴつをつくろう」体験などを実施しています。子供の仕事を支援するため、XXXXXXXXXX運営協力をいただきながら実施します。</p>
イベント参加団体との連携	<p>地域には、趣味のサークルや環境美化などの共通の目的を持った団体が多数ありますが、プロムナードステージ等の活用などにより、様々な団体がイベント等に参加できる場を提供します。</p> <p>また、そうした機会を活用し、参加団体との連携を図るとともに、利用者のサービス向上や環境教育に繋がる意見を収集します。</p>

(2) 地域活性化につながる集客促進

ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組

(周辺地域の集客促進や活性化につながる企画や取組が提案するとともに、企画・取組の中の新しい発想や工夫について記載してください。)

当財団は、周辺市町村、自治体、観光協会などと連携し、ダム建設段階から一体となって地域の活性化に取り組んできました。

これにより培ってきた信頼、信用を基礎に新たな連携事業による集客促進を図ります。

宮ヶ瀬湖周辺3拠点の利用促進	<h4>3拠点施設の強みを活用した取組</h4> <p>宮ヶ瀬湖周辺の3拠点には、駐車場、広場、交流施設などが備わっており、高い集客力を有しています。このため、イベント会場や体験活動の開催場所として活用し、周辺地域の活性化と水源地域の理解促進に向けた相乗効果や事業効果を高めるよう努めます。</p>
-----------------------	---

地域、市町村イベントとの連携

地元実行委員会が開催する桜まつり、ふるさとまつり（花火大会）、宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい、ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージなどへの協力や実行委員としての参画、宮ヶ瀬水の郷商店街と連携したイベントオリジナルメニューやステージイベントなどを通じ、集客促進に取り組みます。



クリスマスみんなのつどい
（宮ヶ瀬湖集団施設地区）



ツアー・オブ・ジャパン
（鳥居原園地周辺）

イベント等での取組

財団主催の体験教室等の開催時には、周辺市町村、団体、NPO 法人などの後援・協力を積極的に得て、周辺地域の利用促進につなげます。

また、イベント開催時には、地域の活動団体が積極的に参画できるよう工夫を凝らし、地域活性化につなげます。



民間イベントの誘致

民間団体や企業等が行うけやき広場や小中沢園地で行うドッグイベント、自転車ロードレース大会、電動キッズバイク、ラジコン走行会、野外音楽堂でのコンサート、ダンス披露、カヌー場でのカヌー教室など、申請案内や運営アドバイスなどを行い、集客促進に取り組みます。



ダンスフェスティバル
（野外音楽堂）



ドッグイベント
（けやき広場）

観光地としての魅力創出

当財団では、多くのイベントを開催することで利用者の増加に努めてきました。大小様々なイベントや乗り物の運行、サービスなどを通じ、観光地としての魅力や利便性を高めることに寄与します。

情報の発信

宮ヶ瀬湖周辺の観光情報やイベント情報について、周辺の関係団体や地域活動団体と連携・協調することで、利用者視点で充実した情報を発信します。

小田急電鉄の協力のもと、相模大野管区各駅にイベントポスターを掲示し、来訪者の増加に努めます。

ホームページ、SNSの活用により、タイムリーなイベント情報や動植物の四季折々の動向を随時掲載して魅力発信に努めます。

各施設の利用状況、利用申請、手続き案内などをホームページに掲載し、利用者の利便性向上を図ります。

広域圏へのアプローチ

圏央道等開設に伴う高速道路網の充実に伴い、より広域的な誘客を図るため、案内パンフレットの拡充配備や各地での観光キャンペーンに積極的に参加し、宮ヶ瀬湖周辺への来訪者増を推進します。

来訪者の動向調査

地域活性化推進調査研究事業として、季節ごとに3拠点の駐車場で車両ナンバーの調査を実施します。これにより、宮ヶ瀬湖周辺への来訪者の動向を把握し、効果測定と分析を行います。その結果を基に、新たな広報戦略や事業展開に活用します。

観光ビッグデータを活用し、来訪者の動向を把握することにより、効果的な広報やターゲットを明確にした事業内容の検討に繋げていきます。

新たな集客促進策の企画・取組の発想や工夫

～宮ヶ瀬財団の持つコーディネート機能を発揮したクロス事業の展開～

宮ヶ瀬財団の持つコーディネート機能を発揮し、宮ヶ瀬湖周辺地域の施設、資源、人材を組み合わせた事業を行い、地域活性化や水源環境の理解促進を図ります。

○ 事業実施の視点

事業展開にあたっては、次の視点を組み合わせながら実施します。

視点1 「3施設+3拠点+DMOエリア」の連携取組

(例示)

- ・ **あいかわ公園と宮ヶ瀬湖畔園地が連携した周遊促進イベントの実施など**
四季に応じた共通テーマで園内を巡るスタンプラリーの実施等
- ・ **鳥居原ふれあいの館や工芸工房村、宮ヶ瀬湖畔園地やみやがせミーヤ館との共同イベントや物販による集客促進事業の実施など**
しいたけ原木づくり、まき割り体験、オリジナル商品の開発等
- ・ **新たな宮ヶ瀬ダム貯蔵食材（チーズ、コーヒー等）の活用など**
宮ヶ瀬ダム貯蔵食材（チーズ、コーヒー等）を宮ヶ瀬湖畔園地のイベントでPRし、周辺店舗での販売に繋げる地域活性化策の検討、実施等

視点2 「多様な関係者」との連携取組

(例示)

- ・ **近隣大学や近隣事業者との連携・協働事業の実施など**
サマーアカデミーみやがせでの理工系大学生による理科や図画工作の協働実施、宮ヶ瀬湖畔園地での乳しぼり体験イベント、イベント景品の活用等
- ・ **宮ヶ瀬湖畔園地利用団体とのコラボ事業の実施など**
ペット連れ客、ドックイベント時にみやがせミーヤ館でのオリジナルペット商品提供、電動キッズバイク利用者の財団主催イベントへの参加等
- ・ **利用者自らが宮ヶ瀬の魅力を発信する仕組み作りなど**
まちかど（レイクサイド）ピアノ、オープンマイク、インスタ投稿による地場産品プレゼント等

視点3 今後着目される「環境」「健康」「教育」をテーマにした取組

(例示)

- ・宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館でのレクチャー体験とのコラボ事業の実施など
小学校の児童が宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館でダムや水源に関する学習後、宮ヶ瀬湖畔園地や宮ヶ瀬湖カヌー場でのカヌー体験による自然環境の理解促進等
- ・「環境」「健康」「教育」をテーマにした宮ヶ瀬湖畔園地でのイベントの実施など
宮ヶ瀬湖畔園地で展開するSDGs 関連イベントを年度ごとに、生物多様性、健康志向、環境教育の視点で事業を組立て展開等
- ・宮ヶ瀬湖周辺の地域資源を活用したツアー商品の検討など
カルチャーツーリズム（地域のユネスコ無形文化遺産:紙漉き、日本酒:ダム貯蔵酒、宮大工体験）と宮ヶ瀬湖畔園地や鳥居原園地の自然環境を活かしたネイチャーツーリズムのコラボ事業の検討等



観光地域づくり法人（地域連携DMO）としての取組実績

1. 観光地域づくり法人（地域連携DMO）の登録経緯

当財団は宮ヶ瀬ダムの誕生とともに設立され、宮ヶ瀬湖に隣接する清川村（宮ヶ瀬湖畔地区）、愛川町（ダムサイト・あいかわ公園地区）及び相模原市緑区（鳥居原地区:旧津久井町）の3地区の拠点施設を中心に地域の活性化・振興策を実施してきました。

平成27年、国の観光庁では、観光地域づくり法人（DMO）の登録制度を創設しました。

当財団の成立ちや、宮ヶ瀬湖周辺を取り巻く環境の変化なども踏まえ、観光庁に申請を行った結果、平成29年11月にDMO法人として登録されたものです。

DMO Destination Management / Marketing Organization

地域経営の視点に立った観光地づくりの司令塔としての役割を果たす法人

（1）経緯

平成29年11月28日 観光庁から日本版DMO法人として登録

「日本版DMO法人」登録の第1弾として、全国で41法人、神奈川県内では3法人が登録

令和2年4月15日「登録DMO」に名称変更、令和3年1月7日更新登録

令和3年1月 制度改正に伴い、観光地域づくり法人（地域連携DMO）に名称変更

（2）登録内容

ア 区分 地域連携DMO（複数の市町村に跨がる区域を対象）

イ マーケティング・マネジメント対象とする区域

- ①相模原市の一部（緑区根小屋、長竹、青山、鳥屋）、②厚木市の一部（飯山、七沢）、③愛甲郡愛川町、④清川村の全域

ウ コンセプト 「都市から一番近いオアシス 水源地宮ヶ瀬」

【宮ヶ瀬湖周辺3地区の拠点施設とDMOエリアの関係イメージ】



2. 官民の垣根、地域の垣根を越えた連携推進・実績

複数の市町村をまたがる「地域連携DMO」として、官民の垣根、地域の垣根を越え、広域的な調整機能を発揮した地域連携事業などの取組を推進しています。

① ダム貯蔵食材・ダム貯蔵酒のプロデュース

期待される目的・効果

観光地域づくりの一環として、宮ヶ瀬ダム監査路内に宮ヶ瀬湖周辺の農産品等の食材や地元酒蔵の日本酒を貯蔵し、「ダム貯蔵」という過程を経ることで、自治体を越えた枠での商品展開や知名度の向上が期待できるブランディングを展開し、宮ヶ瀬湖周辺の振興や活性化を進めるものです。

宮ヶ瀬ダム、監査廊の特性を活かす

宮ヶ瀬ダムは、国のダム湖利用実態調査では、全国で最も来訪者が多いダムとなっております。

ダム内部には維持管理のため、総延長が2 Kmの「監査廊」と呼ばれるトンネルがあり、年間を通して温度が10度前後という特性を有しています。



実施経過

令和元年度	厚木市の黄金井酒造と連携して、「ダム貯蔵酒」の貯蔵及び販売を開始 第10回かながわ観光大賞「審査員特別賞」を受賞
令和2年度	河川空間のオープン化の推進として地域連携DMOである財団が国土交通省から宮ヶ瀬ダム本体及び周辺施設の占用主体に指定
令和3年度	相模原市の久保田酒造と連携し、「ダム貯蔵酒」の長期貯蔵を開始
令和6年度	愛川町の服部牧場と連携した「ダム貯蔵チーズ」及び周辺地域に多いカフェ等での利用が可能な「ダム貯蔵コーヒー」の貯蔵を開始



「ダム貯蔵」アピールポイント

名産品の作り方

ゼロから名産品を生み出すことは簡単ではありません。そこで、既にある観光資源である「宮ヶ瀬ダム」と「地元酒蔵の地酒」「地元牧場の工房のチーズ」「地元で多いカフェ等で飲まれるコーヒー」などがコラボすることで「宮ヶ瀬ダム貯蔵」という新たな魅力ある名産品としてなるようプロデュースします。

宮ヶ瀬ブランド、地域が儲かる仕組み

「ダム貯蔵酒」は、一升瓶3千本という量を貯蔵、酒蔵が儲け、販売店も儲ける仕組みを構築、「ダム貯蔵食材」は、より幅広い顧客層や周辺店舗が活用できる「チーズ」や「コーヒー」といった食材を貯蔵し、宮ヶ瀬ブランドを高める試みとしています。

② 宮ヶ瀬オリジナル商品等のプロデュース

期待される目的・効果

宮ヶ瀬ダム、歴史遺産、伝統工芸といった宮ヶ瀬湖周辺地域の観光資源を活用した「ご当地土産」を考案・販売し、宮ヶ瀬湖周辺地域アピールするとともに、観光消費額増加に貢献するものです。

第1弾 宮ヶ瀬ダム御堰印（ごせきいん）・宮ヶ瀬ダム手ぬぐい

宮ヶ瀬ダムは、国のダム湖利用実態調査では、全国で最も来訪者が多いダムであり、ダムマニアなども関心が高いことから、宮ヶ瀬ダムを象徴する「ご当地土産」となるよう令和6年10月から宮ヶ瀬ダムナイト放流イベントにて販売開始しました。

以後は、県立宮ヶ瀬やまなみセンターや宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館で販売し、宮ヶ瀬湖周辺関連施設に販路を拡大しています。

<p>宮ヶ瀬ダム御堰印</p> <p>1枚 500円（税込） サイズ B6サイズ 片面4色 金泊押し ※ナイト放流版はイベント時のみの販売</p>	<p>神社仏閣などの「御朱印」や、全国の有名な城で販売されるようになった「御城印」のダム版です。</p> <p>川の水をせき止める意味の「堰」の字を使い「御堰印」と命名</p>	
<p>宮ヶ瀬ダム手ぬぐい</p> <p>1枚1,200円（税込） サイズ約 340mm×900mm 生地 岡 日本製</p>	<p>雄大な宮ヶ瀬湖と宮ヶ瀬ダムを水墨画調に仕立てた手ぬぐいです。</p>	 <p>A 雄大な風景をイメージしたデザイン</p>

第2弾 自分でつくれる御城印 「愛川町 田代城」

県立あいかわ公園工芸工房村では、愛川町角田地区の「海底(おぞこう)和紙」をベースにした紙漉き体験を行っていますが、そこで制作した和紙に愛川町にあった戦国時代の御城印を押印し、地域の歴史への関心を高め、「ご当地土産」として活用するものです。

<p>御城印</p> <p>「愛川町 田代城」</p> <p>体験料金 700円 目安時間 30分～ はがきサイズ5枚(600円、御城印スタンプ+説明付保存袋100円) スタンプは黒・赤・銀の3色</p>	<p>田代城は戦国時代の北条家の家臣内藤氏の居城です。武田氏との三増合戦の際に落城したと伝えられる城で、現在の愛川中学校あたりにあったとされており、周囲には城に由来する地名が残っています。</p>	
--	--	--

③ 地域クーポンの発行

DMOエリア内の店舗、施設などで優待を受けられるクーポンを、事業者の協力・連携により発行し、集客、周遊の促進により、活気ある観光地域づくりを推進するものです。

協力・連携していただける施設や店舗等は、令和元年開始時の48から、令和5年度には62となっています。

また、小田急電鉄（株）の協力により本厚木駅を中心とした約10駅での配布・広報を行っています。

主な連携・協力 施設、店舗等

清川村…宮ヶ瀬水の郷商店街、道の駅、レストラン、カフェ、入浴施設など
 愛川町…観光牧場、体験工房、レストラン、カフェ、洋菓子店、文房具店など
 相模原市…パン工場、麺工場、レストラン、カフェ、公園施設など
 厚木市…酒蔵、レストラン、カフェ、公園施設など
 当財団のアクティビティ体験、乗物など

クーポン概要 三つ折りのA4サイズ



3 拠点連携に資するアクティビティ、利用促進の実績

宮ヶ瀬湖周辺地域は公共交通網が十分に整備されていないため、3 拠点、3 施設の利用者への利便性の向上、連携強化のために、財団の独自事業として、拠点・施設間を連絡する移動手段として遊覧船を運航するほか園地内にはロードトレインを運行し、宮ヶ瀬湖周辺の利便性の向上を図っています。

○遊覧船ミーヤ丸の運航

遊覧船ミーヤ丸は、正式名を「みやがせ 2 1」といい、平成 1 1 年 3 月、宝くじ協会の助成により建造されました。

土・日・祝日・観光放流日等に「遊覧コース」と3 拠点を結ぶ「シャトルコース」を運行しています。

遊覧コースは、宮ヶ瀬湖の雄大な自然や景観が楽しめるほか、シャトルコースは3 拠点を結ぶ移動手段としても利用されています。

今後も宮ヶ瀬を訪れた方が、安全で安心して楽しめるアクティビティとして、適正な維持管理に努めていきます。



遊覧船「ミーヤ丸」

3エリアを結ぶシャトル船及び宮ヶ瀬湖の景観・自然環境を水面から遊覧できる「ミーヤ丸」にご乗船ください。

コース及び料金	シャトルコース: 宮ヶ瀬～ダムサイト (10分間) 往復: 大人1,000円 片道: 大人600円 (子供半額)
	宮ヶ瀬～鳥居渡 (7分間) 往復: 大人600円 片道: 大人400円 (子供半額)
	ダムサイト～鳥居渡～宮ヶ瀬 (20分間) 片道のみ: 大人600円 (子供半額)
	遊覧コース: 宮ヶ瀬航 30分コース: 大人1,500円 (子供600円) 幼児100円 (全コース1回) ※団体割引あり

データ	
定員: 82名	駆動装置: フロベラ2基
エンジン: 4000cc 140馬力×2基	総トン数: 19トン
速力: 14.12ノット	船の幅: 4.5m
船体: アルミ合金	運行開始: 平成11年4月 (平成30年4月リニューアル)
船の長さ: 16.6m	

予約・案内・お問い合わせ先 / 遊覧船案内所 TEL.046-288-3821
または 企画課 TEL.046-288-3434

○ロードトレインミーヤ号の運行

宮ヶ瀬湖畔園地を周遊する蒸気機関車型の乗り物です。園地内に6か所の停留所を設置し、宮ヶ瀬湖畔園地の自然を楽しみながら、園地内を巡ることが出来ます。

また、車内アナウンスでは、観光情報とともに水源地ならではの風景や見どころを案内しています。

車椅子でも乗降可能であり、現在も多くの方の移動手段として活用されていますが、今後も多くの方に乗車していただくための工夫をしながら、適正な維持管理に努めていきます。



ロードトレイン「ミーヤ号」

湖畔エリア内6か所に停留所を設計し、園地内を一周できます。エリア内の各施設や遊覧船へのアクセスにご利用ください。

コース及び料金	運行ルート: 一周2.4km	ロードトレイン「ミーヤ号」停留所 6分
	料金: 大人400円・子供200円 幼児100円 ※団体割引あり	

データ	
エンジン: 3000ccディーゼル	登坂能力: 20%
ブレーキ: 機関車ディスク方式	乗車定員: 81名 (車椅子計6台)
香炉ドラム方式	搭載: 専用全車同乗
速度: 最大速度30km/時	椅子各2台搭載
車両: 4両連結 (牽引車1両、客車3両)	回転半径: 5.7m
全長=約22.35m	製造会社: ニッサン (牽引車)
変速機: 前進 5段	運行開始: 平成19年11月

見晴らし広場発着場

3分 ↑

水の郷 交流館

3分 ↑

遊覧船のりば

3分

やまなみセンター前

↓ 3分

ピクニック広場

↓ 3分

みやがせ板敷

お問い合わせ先 / みやがせミーヤ船 TEL.046-288-3600

○お得チケット（フリーチケット）の発行

各種乗り物等（ロードトレイン、遊覧船、インクライン）で共通で使えるフリーチケットを発行し、利用者サービスの向上を図るとともに、3拠点を巡る周遊を促します。

○セグウェイツアー、インモーション体験乗車

電動立ち乗り二輪車「セグウェイ」と、小学生も利用できる「インモーション」を活用し、宮ヶ瀬湖集団施設地区の周遊ツアーや体験乗車会を定期的を開催します。



イ 地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方

(地域人材の参加・活用による魅力ある施設づくりや、利用者サービスの向上につながる企画や取組について、具体的に記載してください。)

地域住民の参加による施設づくりは、地域活性化や広域的な交流の場を提供するという施設設置の目的を果たす上で重要です。

団体交流会の開催やイベント実行委員会への参画などを通じて、よりよい施設づくりや利用者のサービス向上に努めます。

宮ヶ瀬湖周辺活動団体交流会の開催	<p>当財団では年に一度、宮ヶ瀬湖を中心に活動する団体、事業者、ボランティア、自治体など様々な関係者との交流、連携、意見交換を目的とした交流会を開催し、団体紹介や懇談会などを通じて、施設利用の運営方法や連携サービス体制の構築などを行います。</p> <p>(参考 第1回 平成 26 (2014) 年 3 月開催)</p> <div data-bbox="600 824 992 1115"></div> <div data-bbox="1062 824 1286 1115"></div>
イベント実行委員会等への参画	<p>やまなみセンター別館(みやがせミーヤ館)では、クラフト体験で「森のえんぴつをつくろう」体験などを実施しています。子供の工作を支援するため、XXXXXXXXXX 運営協力をいただきながら実施します。</p>
イベント参加団体との連携	<p>地域や地元と協力し、「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」「宮ヶ瀬ふるさとまつり」などのイベント開催にあたり、関係者と意見交換を行いながら、施設利用の運営方法や連携サービス体制の構築などを行います。</p>

(3) 地域人材や地元企業の活用

ア 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組

(地元企業に業務を委託すること等による、地域の実情に即した迅速かつきめ細かいサービスの展開について記載してください。)

業務執行にあたり、関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業については、効果的・効率的に行う観点から業務委託します。

- 委託先の選定は、財団に設置してある業者選定会議で決定しますが、選定にあたっては、地域産業振興の観点から地元市町村の企業を優先的に選定しています。
- 地元企業は、地域の実情や財団の業務内容を熟知しており、地元自治会や関連機関への折衝を円滑に行い、地元に対する貢献も意識していますので、適切な業務執行を期待することができます。
また、植物管理においては、周辺地域の気候、土質、植生等の自然環境を熟知しており、草刈りや剪定時期等の実施方法を提案してもらい、効率的な事業執行を図ることができます。
さらに、除雪等についても、除雪を開始する時間や、除雪の順序、除雪機械の選定等、きめ細かい取り組みを行っています。

宮ヶ瀬水の郷観光協同組合との連携

水没移転者が形成した水の郷商店街の方が構成員となっている宮ヶ瀬水の郷観光協同組合に宮ヶ瀬湖集団施設地区のピクニック広場食材提供を委託し、組合のノウハウを活かした事業を行います。
また、民間団体、企業等が開催するイベント時には、水の郷商店街利用を案内します。

鳥居原園地のふれあいの館との連携

鳥居原園地においては、有限会社鳥居原が相模原市の指定管理者として鳥居原ふれあいの館の管理運営を行っています。3拠点の一つとして、多くのイベントを協働で開催しており、地場産品の販売や郷土工芸の体験教室など、特色を発揮し相互に発展できる形を作っていきます。

7 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

ア 指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

(指定期間を通じて、3施設を一体的に管理することにより、効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置の状況など、運営組織の構成と考え方について記載してください。その際、組織図を必ず記載してください。また、人員的に可能であれば指定管理業務全般を取りまとめる総括担当者を1名置いてください。)

○現地の職員配置計画は次頁の図のとおりです。

- ・やまなみセンター：統括責任者として、事務局長を置き、財団本部としての3施設の一体的、効果的、効率的業務運営機能を果たします。

別館には館長を置き本部と協力して幅広い情報収集・提供をはじめ館の運営にあたります。

情報収集、提供、利用申請受付等を別館に集中することにより、人員の効率化とサービスの向上を図ります。

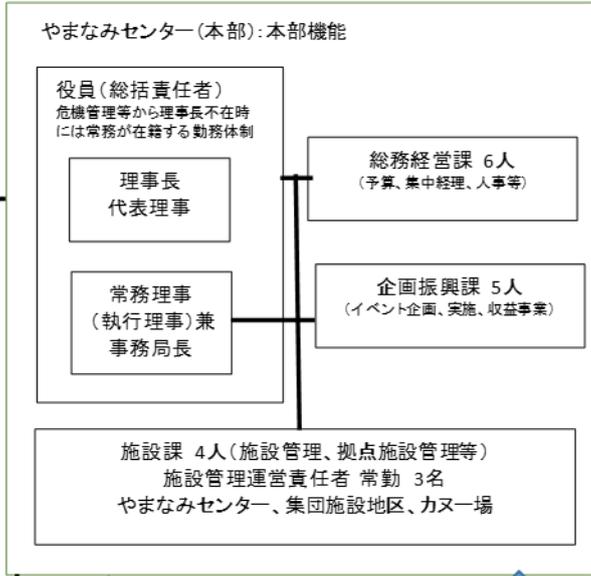
- ・集団施設地区および鳥居原園地：管理運営責任者を置き、作業は管理員を配置して実施します。
- ・宮ヶ瀬湖カヌー場：管理運営責任者を常時雇用で1名配置し、受付業務と安全管理者をそれぞれ1名配置します。

職員は、競技コースの管理及び水上施設の日常管理等ができるよう、小型船舶操縦士免許の取得者を配置します。

組織体制図

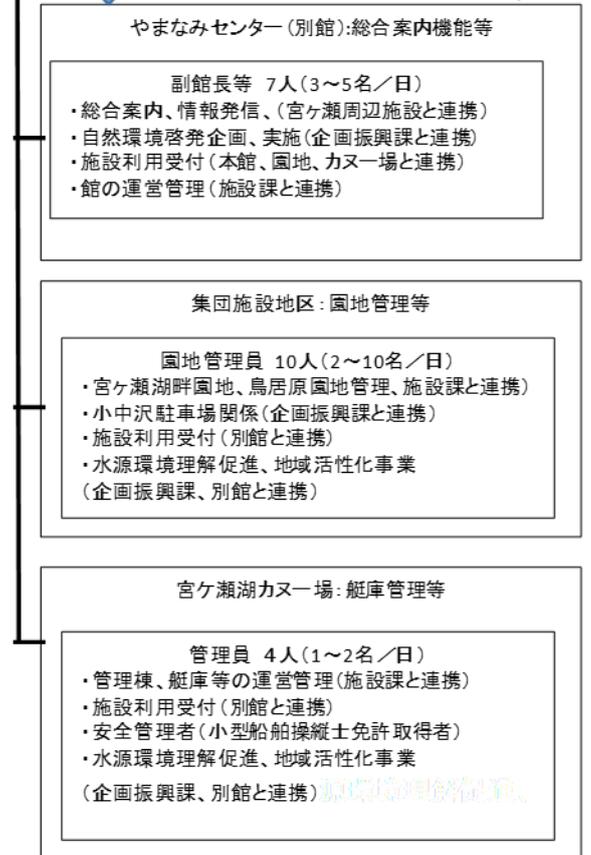
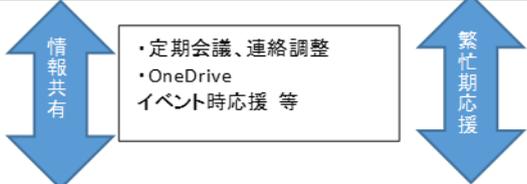
個々の施設単位の人員体制ではなく、財団全体(3施設の一体管理含む)で柔軟かつ効果的な人員体制を提案

- 【評議委員会】
評議員 任期4年
5名以上10名以内
- 【理事会】
理事 任期2年
5名以上10名以内
- 【監事】
任期4年 2名以内



インクライン
遊覧船
ロードトレイン

- ・あいかわ公園
- ・工芸工房村
- ・宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館
- ・堤体管理、湖岸巡視
- ダム入出場管理



イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

(業務の一部を委託する場合の、委託業務や委託先の管理・指導体制について記載してください。)

管理指導体制

委託業務	○公園の管理運営責任を担い、管理業務のノウハウを蓄積して管理運営水準の向上を図るため、公園管理業務の中核となる業務や施設の維持管理は直営とします。関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業は、効果的かつ効率的に行う観点から委託業務とします。
業務の仕様	○委託業務では、業務仕様や検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。業務仕様には、業務内容、業務水準、作業工数、作業日程、検収方法、各段階での点検、チェック、指導監督などを含めます。
業務品質の確保	○作業前には指示を再確認し、作業後には当該業務の責任者が現場立会を行います。また、日報、報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満たさない場合には、やり直しを指示します。さらに、必要に応じて実施業者との業務改善会議等を行います。改善については、実効性を確認しながら、レベルの向上を目指します。

委託先の選定方法

- 公平公正な手続きで委託先を選定します。
 - ・財団財務規程に則った手順により選定します。
 - ・原則として、委託先の選定は当財団の業者選定会議で決定し、指名競争入札を行って最低入札額の落札者と契約を締結します。ただし、契約の性質や目的が指名競争入札に適さない場合や、指名競争入札に付することが不利な場合など特別な理由がある場合には、随意契約とします。

県内経済への配慮、県内企業への委託の考え方

- 地域産業振興の観点から、委託先には周辺地域の業者を優先します。

ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

(指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用、研修内容や研修計画について、記載してください。また、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための取組についても記載してください)

人材育成や職員採用の基本的な考え方

職員一人ひとりの意欲の高まりが組織力の向上につながり、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や水源環境理解促進に向けた取り組みの向上となることから、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、計画的かつ効果的な人材確保・育成を図っています。

当財団では、目指す職員像や教育・研修の視点を全職員に示すとともに、教育・研修プログラムを体系的に策定し、経験や階層、従事業務形態に応じた人材育成を計画的に実施・継続しています。

○職員採用及び配置

業務を適切に行うため、本部職員と施設管理員を配置します。本部職員は、施設の管理運営・維持管理および現地の施設管理員の人事管理を担当します。採用にあたっては、責任者としての資質や経歴を重視します。施設管理員は、受付業務や現場での維持管理業務を担当し、地域の雇用創出のため宮ヶ瀬湖周辺地域からの雇用に優先します。配置時には基本的な業務内容の研修を行い、現場での実習を通じて業務が適切に行われるよう指導します。採用は財団規程に則り、定年や個別事情により退職した施設管理員を補充する規模で行います。

○本部職員の人材育成

財団の教育・研修プログラムでは、本部職員が各種イベントの企画業務、事業の実行計画作成、安全管理や管理運営スキルを習得します。外部専門研修や施設視察を通じて、イベント開催、渉外、調整、広報、情報発信のスキルも習得します。配置後も、現場での実践的な OJT を行うとともに、OFF-JT の研修や専門知識習得支援、資格取得支援に取り組みます。

○施設管理員の人材育成

施設管理員には、作業内容、作業スケジュール、作業記録などのマニュアルを整備し、誰もが一定の水準で業務を行えるようにします。本部職員と施設管理員の間でミーティングを行い、施設管理員同士のコミュニケーションを促進し、ノウハウや経験が共有されやすい環境を作ります。例えば、公園の維持管理において、草取り、樹木の枝払い、側溝清掃などの簡単な作業は、新人でも対応できる内容ですが、これらの作業も熟練した施設管理員が指導し、安全かつ確実に行います。

さらに、緑地管理で使用する刈払機やチェーンソーを安全に使うために、安全講習会に参加するなどして技術向上を図ります。財団の実績に基づいた作業の種類や頻度、作業方法について、実践的な研修を行い、現場で対応します。事務や受付業務においても、経験豊富な施設管理員が新人等に接遇や利用案内のノウハウを伝え、訓練し、業務の質を向上させます。

カヌー場で働く職員は、競技コースや水上施設の日常管理ができるように、小型船舶免許が必要です。免許取得を促進するために、職員に対して免許取得を支援します。

○労働環境の確保

適切な指定管理業務の遂行および利用者サービスのさらなる向上のためには、職員の心身の健康を維持・改善することが非常に重要です。職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、効果的かつ効率的な働き方を実現することで、組織の総合力を高めるため、以下のように労働環境の確保に継続的に取り組みます。

・総労働時間の短縮

2019年4月の労働基準法改正を受け、時間外労働の上限規制および年次有給休暇の確実な取得を徹底します。日常的に情報共有を行い、一部の職員に負担が集中しないよう、財団全体で取り組みます。

・ハラスメント対策

2019年5月の労働施策総合推進法改正および女性活躍推進法改正を受け、より一層のハラスメント対策に取り組みます。機会を捉え、幹部職員向けおよび一般職員向けのハラスメント防止研修を継続的に実施し、あらゆるハラスメントの防止に努めます。また、就業規則に明記されたハラスメントの禁止事項を職員に徹底しています。

主な研修実績（令和4～5年度）

一般研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場におけるメンタルヘルス研修（令和4年4月7日） 神奈川県社会保険協会 ○ ハラスメント研修（令和4年11月4日） かながわ労働センター県央支所 ○ 普通救命救急講習会（令和4年11月18日）（令和5年11月15日） 厚木市消防本部 ○ 障害者理解促進研修（令和5年2月17日） 神奈川県障害者自立生活支援センター ○ ゲートキーパー研修及び手話研修（令和5年12月12日） 厚木保健福祉事務所保健予防課
DMO研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演：「地域の観光資源を活かした活性化への取り組み」（令和6年3月6日）講師：宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会 ○ 講演：「インボイス制度 消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ」（令和5年3月7日）講師：厚木税務署
職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新採用研修（令和4年4月20日）（令和5年4月19日） ○ やまなみセンター機械操作研修（令和4年10月4日） ○ 財務研修（令和4年12月15日,20日） ○ 生物多様性の理解促進と外来種問題（令和5年1月17日,31日） ○ 身近で気をつけたい、有害生物（令和5年6月22日） ○ 金融関連情報講習会（令和5年7月13日） ○ 労務管理のための労働法の基礎知識（令和5年11月22日） ○ 個人情報保護研修（令和6年3月14日） <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>職員研修の様子</p> </div>

職員研修の意義

職員自身が講師となり、担当する業務の周知と理解を促進します。職員が講師を務めることで、自身の業務を再評価する機会となり、受講者は他部所の業務の詳細や課題を理解することができます。これにより、職員間の連携が強化され、良好な職場環境の維持が可能となります。

また、組織全体としてスキルアップした人材育成に繋がり、業務全般の円滑な進行も見込まれます。

9 コンプライアンス、社会貢献

(1) コンプライアンス

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

（指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況や、法令遵守の徹底に向けた取組の状況について、具体的に記載してください。また、申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合は、その対応等（指摘事項の概要、労基署等への報告内容）について記載してください。）

団体としての諸規程の整備

当財団は、公益法人として、公益の担い手としての自覚と責任を常に認識し、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与するために倫理規程を定めています。財団の使命、社会的責任、信用の維持に努めるとともに、職員の就業、給与等の運営に必要な諸規程を定め、事業運営の透明性を確保し、公正かつ適切な事業運営を行います。

就 業	就業規則の整備 職員の就業については、有期雇用職員を含め、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 就業規則」に基づき必要事項を定めています。職員は誠実にその業務を遂行します。
給 与	給与規程の整備 職員の給与等は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 職員給与規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
職務権限	職務権限規程の整備 会計処理は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 財務規程」に必要事項を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に処理し、健全な運営を図ります。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分します。 事務決裁規程の整備 事務の代決、専決等に関し、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 事務決裁規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
会 計	財務規程の整備 会計処理については、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 財務規程」に基づき必要事項を定め、財務および会計の状況を正確かつ迅速に処理し、健全な運営を図ります。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分します。
情報公開	情報公開規程 公正で開かれた活動を推進するために、当財団の活動状況、運営内容、財務資産等を積極的に公開します。公開にあたっては、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 情報公開規程」に基づき適正に実施します。

事業実施にあたっての法令遵守

宮ヶ瀬湖周辺地域は、神奈川県立自然公園条例により、湖面および周辺地域の大部分が県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定されています。これにより、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図り、県民の保健、休養および教化に資することが求められています。自然公園法や河川法などの法律により、行為の制限や利用の規制が定められています。

このため、施設管理や地域活性化業務の実施にあたっては、所管行政庁と十分な事前調整を行い、日常的に関係法令の理解に努め、神奈川県条例および規則を遵守しながら適正な執行を行います。

また、労働安全衛生法第18条に基づき衛生委員会を設置し、労働者の健康の保持増進と職場環境の充実に取り組みます。

施設保守にあたっての法令遵守

施設管理にあたっては、危険物取扱者や防火管理者の資格を有する職員を配置し、日常の保守に努めます。

法定点検は専門知識・技術を有する業者に委託し、保守点検も実施します。また、専門知識を有する業者からの助言に耳を傾け、適切な維持管理に努めます。

施設利用にあたっての透明性・公平性の確保

施設の利用承認にあたっては、透明性と公平性を確保するために記録を保存し、透明性の向上に努めます。

施設利用については、申込みを受け付けた時点で台帳に記載し、重複が生じないように管理します。特にカヌー場では、利用者団体と利用調整会議を開催し、大会やイベント等の日程を調整して利用日程の透明性を確保します。また、その際に利用者の意見を聴取し、利用者間での懸案の解決や安全利用について討議を行い、より一層の適正利用を目指します。

(2) 社会貢献

ア 指定管理業務を行う際の環境配慮の状況

(ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等、神奈川県環境方針に配慮した取組について具体的に記載してください。)

- 環境負荷軽減のため、省エネに積極的に取り組み、光熱水費の削減、資源の有効活用、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン調達基準）を積極的に実施します。

- ①職員への周知の徹底：神奈川県が定める環境方針に従い法令を遵守し、水源地として水質汚染を未然に防ぐとともに、環境配慮の視点から業務を見直します。

- ②循環型社会づくり：環境に配慮した商品・サービスの購入を促進し、廃棄物の処理にあたっては、法令を遵守し適正に処理するとともに、循環型社会づくりに向けて剪定枝や刈り草等のたい肥化の有効活用などを目指します。



刈草の堆肥化（集積）

③地球温暖化の防止：電気・ガソリン等のエネルギー使用料の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。また、グリーンカーテンの設置による省エネ対策を行います。

④タバコ：「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、施設内に喫煙場所は設けず、屋外に喫煙場所を設置し、タバコの害の軽減に努めます。

○ 美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬湖の水質を守るために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の基本理念を啓発します。

①財団が作成するパンフレット等に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、利用者への啓発を行います。

②財団職員の名刺に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、関係者の方々に周知し、水源地の保全を図るように努めていきます。



グリーンカーテンの設置

イ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組

(再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組について具体的に記載してください)

神奈川県地球温暖化対策計画等に基づき、再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組を行っていきます。

電力契約を締結するにあたり、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力 100 %のメニューで小売電気事業者と契約します。

また、施設に太陽光発電等が導入された場合には、県との協議を踏まえて、適切に管理し活用していくよう努めます。

ウ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者雇用状況（令和6年6月1日現在）※

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (A) / (B) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率 ^{※2} - (B) 2.5%
<u>42.0</u>	<u>1.5</u>	<u>3.57</u>	<u>△0.45</u>

※1 「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 国のガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

(イ) 法定雇用率未達成の場合の今後の対応

該当なし

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について）

無

(I) 障がい者雇用促進の考え方と実績

〔 障がい者雇用を行う企業に優先的に発注するなど、障がい者雇用を促進する考え方〕
や実績を記載してください。

当財団では、雇用環境整備士（Ⅱ種：障害者）の資格認定を受けた職員を配置しています。今後とも、障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、障害の有無にかかわらず、全ての人が働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。

障がい者への配慮

障がい者が働きやすいように、職場環境を工夫します。障害の内容に応じて、必要な作業環境を提供し、障害機能を補います。エレベーターの設置やフロア内の段差解消などにより、バリアフリー環境を整備しています。

職場環境づくり

障がい者の雇用を促進するとともに、障がい者用のトイレを整備するなど、障がい者が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。必要な作業補助支援や声掛け、職員による合理的配慮の実施などを推進します。

雇用の促進

地元関係機関と連携して、障がい者雇用機会に積極的に取り組みます。また、印刷物の発注等に当たっては、障害者雇用企業や障害福祉サービス事業所等の活用を図るとともに、イベント等において障害福祉サービス事業所の製品の販売促進に協力するなど、障がい者の雇用促進に取り組みます。

工 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

（法律及び条例に基づく障がい者への合理的配慮の提供や、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組について、具体的に記載してください。）

「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえた考え方

当財団は、障害者差別解消法に基づき、神奈川県が平成 28 年度に定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、指定管理者および公益財団法人として、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合える「ともに生きる社会」の実現に取り組みます。

また、「障害者差別解消法」に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の 2 つを柱に、障害のある人もない人も同等のサービスや各種機会の提供に努めます。

「不当な差別的取扱いの禁止」への取組

職員は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することがないように業務に取り組み適切に対応します。

- 障害を理由に施設や公園への入場を拒まない
- 障害を理由に窓口・受付での対応を拒否しない
- 障害を理由に窓口・受付での対応順序を後回しにしない
- 障害を理由にパンフレットの提供、情報提供、資料の送付等を拒まない 等

「合理的配慮の提供」への取組

職員は、障害のある人から社会的障壁を取り除くための対応を求められた際に、適切な対応に努めます。

〈物理的環境への配慮〉

- 高齢者や下肢に障害のある人が施設間の移動や公園での散策ができるよう、やまなみセンター本館・別館、カヌー場に車椅子を常備し、貸し出しを行います。
- 車椅子やベビーカーを使用する人がスロープやエレベーター、ロードトレインを利用して施設間や公園内を移動できるよう、移動経路を案内します。
- パンフレットラックの高い所に置かれたパンフレットは、取り出してお渡しします。
- 災害や事故発生時に館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対しては、手書きのボード等を用いて分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導します。

〈意思疎通の配慮〉

- 聴覚障がい者には、対応する用意ができていない「耳マーク」や「筆談マーク」を施設の入口や窓口に掲示し、コミュニケーションボードや情報端末機器（タブレット端末）のアプリを活用して対応します。
- 意思疎通が不得意な障がい者には、情報端末機器（タブレット端末）を活用し、写真や絵で意思を確認します。
- 障がい者から申し出があった際には、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- 施設入口や財団が独自に運営しているホームページに「ほじょ犬マーク」を掲示し、補助犬を必要とする人や他の利用者に補助犬が受け入れ可能な施設であることを周知します。
- 「ヘルプマーク」を付けている利用者には、積極的に声かけを行い、援助を申し出ます。



〈ルール、慣行の柔軟な変更への取り組み〉

- 集団施設内で運営する駐車場や各種乗物を障がい者が利用する場合、利用料金を免除します。
(障害者手帳の提示が必要です)
- イベントへの参加や乗物への乗車待ちの際に、順番を待つことが苦手な障がい者には、他の利用者の理解を得た上で待ち順を入れ替える対応をします。

利用者への普及啓発

〈パネル展等の開催〉

県所管課と調整し、やまなみセンター本館・別館で「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル展を開催し、チラシを配架します。これにより、様々な方が利用する施設での普及啓発を図ります。

開催案

- ・開催期間：「ともに生きる社会かながわ推進週間」にあわせて1週間（7/26 を含む週の月曜日から日曜日までの1週間を中心に）
主な対象：夏休み期間に来訪される家族連れ等
- ・開催期間：「障害者週間」（12/3～12/9 を中心に）
主な対象：宮ヶ瀬の基幹イベントである「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」に来訪される家族連れ

〈ポスター掲示、ホームページへのリンク等〉

施設内に「ともに生きる社会かながわ憲章」のロゴマークをデザインしたポスターを掲示するとともに、財団が独自に運営しているホームページにリンクを貼り、普及啓発に努めます。



ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

オ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針

(施設の特性に応じて、外国人や障がい者、高齢者等多様な利用者に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する見込みについて記載してください。)

宮ヶ瀬湖周辺には、様々な方々が訪れます。散策を目的とする高齢者も多く、近年では外国人観光客も増加しています。様々な来訪者の利便性を向上させるため、次のような対応を推進します。

外国人来訪者への対応

外国人観光客の利便性向上を図るため、やまなみセンター本館・別館にフリーWi-Fiを導入しています。

財団が独自に運営しているホームページに英語版「宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップ」を掲載するとともに、受付窓口にも配架します。

コミュニケーションボードやタブレット端末を活用して円滑な対応を推進します。

障がい者、高齢者等への対応

障がい者や高齢者の意向を尊重し、特性や状況に応じた合理的配慮を行います。

県が実施する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を受講するなど、職員の接遇技術向上を図ります。

高齢者や下肢が不自由な方が各施設や公園内を散策できるように、やまなみセンター本館、別館、カヌー場に車椅子を常備し、貸し出しを行います。やまなみセンター本館・別館の受付には老眼鏡やルーペを設置し、筆談マークを掲示します。

コミュニケーションボードやタブレット端末を活用して円滑な対応を推進します。

カ 神奈川県手話言語条例への対応

(団体の状況に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する見込みについて具体的に記載してください。)

聴覚障がい者が安心して利用できる環境を整えるため、神奈川県手話言語条例や神奈川県手話推進計画の目的を理解し、手話および聴覚障がい者についての理解を深めます。障がい者理解促進研修を開催し、手話技能検定合格者の職員の配置に努めます。

キ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組

（社会貢献を果たすための具体的な活動について記載してください。施設と関連のあるSDGsの目標⑧（成長・雇用）、目標⑫（生産・消費）について、達成のための取組方針を作成する等、SDGsに配慮して指定管理業務を行う見込みについて具体的に記載してください。

また、目標④（教育）について、ESD（持続可能な開発のための環境教育）に係る事業や取組を実施する見込みについて記載してください。）

当財団の設置目的である、県民に水源環境に対する理解を促進し、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することは永遠のテーマです。これまで地域との連携を通じて、この目標を育んできました。また、水源環境保全の取組みとして、環境負荷の軽減や発生材の再利用などの活動は、SDGsの「目標 8 働きがいも経済成長も」および「目標 12 つくる責任つかう責任」に合致するものと考えます。



水源地域には大きな役割があるため、多くの利用者とのふれあいや啓発イベントを通じて情報発信に努めます。

また、県民に水源環境に対する理解を促進することは、SDGsの「目標 6 安全な水とトイレを世界に」に合致するものと考えます。日本では水道の蛇口をひねれば飲料水が出ることが当たり前ですが、そのためには水源環境の保全が重要です。このことを水源地域の方々はもちろん、都市地域の方々にも伝えるという大きな役割を担い、利用者とのふれあいを通じて発信していきます。

集団施設地区等を活用した具体的な取組

宮ヶ瀬湖集団施設地区にある及沢ビオトープなどを活用した自然観察会や植樹などの社会貢献活動等が行われる際には、活動場所の提供や必要な支援を行っています。

みやがせフェスタにおいても「目標 4 質の高い教育をみんなに」や「目標 15 陸の豊かさを守ろう」等を位置づけたイベントも開催しています。

また、これらの取組みは、ESDの目標の一つである「環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」と同じ方向性であると考えています。

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(1) 事故・不祥事への対応

申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

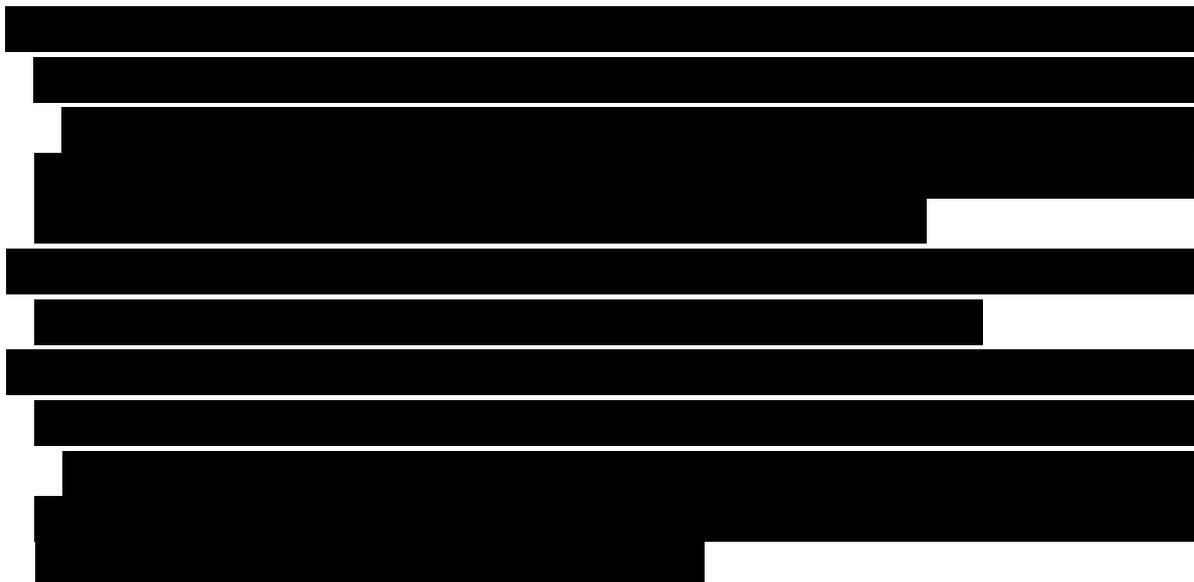
(該当期間内の事故等の有無について記載するとともに、有る場合は、その事案毎に事故等の概要(法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること)と対応状況及びその有効な再発防止策について記載してください)

過去3年間に重大な事故または不祥事はありません。

(2) 個人情報保護

個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

(個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況を具体的に記載してください。)



11 これまでの実績

(1) 実績

ア 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

(指定管理施設の特性を活かせるような類似施設での実績について、具体的に記載してください。)

業務内容	期間、受託先
県立あいかわ公園管理運営業務	平成 18 年 4 月から継続中（指定管理） 神奈川県県土整備局 都市部 都市公園課
やまなみセンターの管理運営 （同指定管理）	平成 10 年 9 月から継続中 神奈川県政策局 政策部 土地水資源対策課
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原 園地の管理運営（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県環境農政局 緑政部 自然環境保全課
県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業 務（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課
県立津久井馬術場管理運営業務	平成 11 年 4 月から平成 26 年 3 月まで 神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 スポーツ課
宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館 管理運営業務	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所
宮ヶ瀬ダム管理支援（施設管理） 業務：湖岸・湖面巡視	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所

イ 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体における指定取消しはありません。